

工事成績採点の考査項目別運用表

(土木工事編－土木一般)

監督職員用

松本市

ver. 20250401
(ver. 20140401)
(ver. 20120401)
(ver. 20090410)
(ver. 20081225)

項目	細別	a	b	c	d	e
1 施工体制	I 施工体制一般	☐ 適切である (90%以上)	☐ ほぼ適切である (80%～90%)	☒ 他の事項に該当しない (80%未満)	☐ やや不備である	☐ 不適切である
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(11) ☒ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 ☒ ☐ 施工計画書を、工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出している。 ☒ ☐ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 ☒ ☐ 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。 ☒ ☐ 元請が下請の作業成果を検査している。 ☒ ☐ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 ☒ ☐ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 ☒ ☐ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 ☒ ☐ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 ☒ ☐ 機械設備、電気設備について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 ☒ ☐ 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業における予期できない事象等に対応できる体制を整えている。 ☐ ☐ その他（理由） { }				
		☐ 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記該当あれば……… d				
		☐ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当あれば……… e				
	II 配置技術者（現場代理人等）	a	b	c	d	e
		☐ 適切である (90%以上)	☐ ほぼ適切である (80%～90%)	☒ 他の事項に該当しない (80%未満)	☐ やや不備である	☐ 不適切である
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(10) 【全体を評価する項目】 ☒ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。 ☒ ☐ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 【現場代理人を評価する項目】 ☒ ☐ 現場代理人が工事全体を把握している。 ☒ ☐ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなど必要な対応を行っている。 ☒ ☐ 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。 【監理（主任）技術者を評価する項目】 ☒ ☐ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 ☒ ☐ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 ☒ ☐ 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。 ☒ ☐ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 ☒ ☐ 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 ☐ ☐ その他（理由） { }				
		☐ 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記該当あれば……… d				
		☐ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当あれば……… e				

項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工 状況	I 施工 管理	☐ 適切である (90%以上)	☐ ほぼ適切である (80%～90%)	☒ 他の事項に該当しない (80%未満)	☐ やや不備である	☐ 不適切である
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(12)				
		☒ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。 ☒ ☐ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 ☒ ☐ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 ☒ ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 ☒ ☐ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☒ ☐ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☒ ☐ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 ☒ ☐ 指定材料の品質証明及び写真等を整理している。 ☒ ☐ 工事打合せ簿を、不足無く整理している。 ☒ ☐ 建設副産物の再利用等への取組みを適切に行っている。 ☒ ☐ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☒ ☐ 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業（作業手順や確認方法等）を適切に行っている。 ☐ ☐ その他（理由）（ ）				
		☐ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 <u>上記該当あれば…… d</u>				
		☐ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 <u>上記該当あれば…… e</u>				
	II 工程 管理	☐ 適切である (90%以上)	☐ ほぼ適切である (80%～90%)	☒ 他の事項に該当しない (80%未満)	☐ やや不備である	☐ 不適切である
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(9)				
		☒ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 ☒ ☐ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 ☒ ☐ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 ☒ ☐ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 ☒ ☐ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 ☒ ☐ 工事の進捗を早めるための取組みを行なっている。 ☒ ☐ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 ☒ ☐ 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行っている。 ☒ ☐ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 ☐ ☐ その他（理由）（ ）				
		☐ 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 <u>上記該当あれば…… d</u>				
		☐ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 <u>上記該当あれば…… e</u>				

項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工 状況	Ⅲ 安全 対策	☐ 適切である (90%以上)	☐ ほぼ適切である (80%～90%)	☒ 他の事項に該当しない (80%未満)	☐ やや不備である	☐ 不適切である
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(9)				
		☒ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 ☒ ☐ 災害防止協議会等を1回／月以上行っている。 ☒ ☐ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。 ☒ ☐ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 ☒ ☐ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ☒ ☐ 過積載防止に積極的に取り組んでいる。 ☒ ☐ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 ☒ ☐ 保安施設の設置及び監理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 ☒ ☐ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 ☐ ☐ その他（理由） { }				
		☐ 安全管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 <u>上記該当あれば…… d</u>				
		☐ 安全管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 <u>上記該当あれば…… e</u>				
Ⅳ 対 外 関 係		☐ 適切である (90%以上)	☐ ほぼ適切である (80%～90%)	☒ 他の事項に該当しない (80%未満)	☐ やや不備である	☐ 不適切である
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(6)				
		☒ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。 ☒ ☐ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☒ ☐ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☒ ☐ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 ☒ ☐ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 ☒ ☐ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等にわかり易く周知している。 ☐ ☐ その他（理由） { }				
		☐ 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 <u>上記該当あれば…… d</u>				
		☐ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 <u>上記該当あれば…… e</u>				

項目	細別	a	b	c	d	e		
3	I 出来形及び出来ばえ (土木・農林)	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%程度以内である。 ☐	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%程度以内である。 ☐	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。 ☒	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 ☐	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。 ☐		
		1 出来形管理項目 ☒ 有り ☐ 無し → c 2 出来形管理図 ☐ 有り ☒ 無し ※10点以上で作成 3 ばらつき ☐ 概ね50%以内 → a ☐ 概ね80%以内 → b ☐ 規格値以内 → c ☐ 概ね50%以内 → b ☒ 規格値以内 → c ●土木で複数選択した場合の工種名 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> </table> ①出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③出来形管理とは、「土木工事施工監理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、別に定める出来形管理項目や管理基準等に基づき評価を行うものとする。 ④出来形管理項目を設定していない工事は「C」評価とする。 ⑤工事内容等によりばらつきで評価できない場合は、規格値・基準値・設計値と測定した出来形寸法との差の大小など、測定値と許容値等の関係性をもってばらつき評価に代えても良い。						
		☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば……… d						
		☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。 上記該当あれば……… e						
	II 品質（土木・農林）	a	b	c	d	e		
		品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%程度以内である。 ☐	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%程度以内である。 ☐	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。 ☒	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 ☐	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。 ☐		
		1 品質管理項目 ☒ 有り ☐ 無し → c 2 品質管理図 ☐ 有り ☒ 無し ※10点以上で作成 3 ばらつき ☐ 概ね50%以内 → a ☐ 概ね80%以内 → b ☐ 規格値以内 → c ☐ 概ね50%以内 → b ☒ 規格値以内 → c ①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③品質管理とは、「土木工事施工監理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、別に定める品質管理項目や管理基準等に基づき評価を行うものとする。 ④品質管理項目を設定していない工事は「C」評価とする。 ⑤ばらつきの評価は品質管理図によるものとする。						
		☐ 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば……… d						
		☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。 上記該当あれば……… e						

項目	細別	工 夫 事 項
5 創意工夫	I 創意工夫	【施工】 ☐ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 ☐ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 ☐ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 ☐ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 ☐ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 ☐ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 ☐ 照明などの視界の確保に関する工夫。 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 ☐ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 ☐ 支保工、型枠工、足場工、仮栈橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 ☐ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 ☐ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 ☐ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 ☐ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 ☐ ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。（※本項目は2点の加点） ☐ 特殊な工法や材料を用いた工事。 ☐ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 ☐ 現場状況に基づくライフスタイルコストや維持管理に関する有益な提案や工夫。 【品質】 ☐ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 ☐ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 ☐ 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 ☐ 配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 ☐ 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 （※本項目は2点の加点） ☐ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。 （落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場、照明等安全施設等） ☐ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 ☐ 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 ☐ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 ☐ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 ☐ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 ☐ 環境保全に関する工夫。 【その他】 ☐ その他（理由）（ ） ☐ その他（理由）（ ） ☐ その他（理由）（ ） ☐ その他（理由）（ ）
	評価点 点 ※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 なお、該当があれば「その他」の項目を追加する。 ※2. 評価は各項目において1つレ点が付されれば1点 （項目により2点）とし、最大7点の加点評価とする。	
		創意工夫の詳細評価

工事成績採点の考査項目別運用表

(土木工事編)

工事担当課長用

松本市

ver. 20250401
(ver. 20140401)
(ver. 20120401)
(ver. 20090410)
(ver. 20081225)

別紙－２① 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（土木）（工事担当課長）

項目	細別	a	b	c	d	e										
2 施工 状況	II 工程管理	☐ 優れている	☐ やや優れている	☒ 他の事項に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている										
	☐ 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 工程管理を適切に行ったことにより、夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 ☐ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 ☐ 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行うことに加え、他の模範となるような取組を実施した。 ☐ 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕を持って工事を完成させた。 ☐ 工事施行箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕を持って工事を完成させた。 ☐ 週休２日を確保する工程計画を立て、実現した。（☆） ☐ 週休２日を確保する工程計画を立て、完全週休２日を実現した。（☆） ☐ 設備更新等の工事において、機能停止期間の短縮など、工事による利用者への影響を軽減させた。 ☐ その他（理由） { 評価 → ☐ a ☐ b ☒ c ☐ d ☐ e }															
※判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a, b, c, d, e評価を行う。																
III 安全 対策		a	b	c	d	e										
	☐ 優れている	☐ やや優れている	☒ 他の事項に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている											
☐ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 ☐ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 ☐ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 ☐ 災害防止協議会等での活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 ☐ その他（理由） { 評価 → ☐ a ☐ b ☒ c ☐ d ☐ e }																
※判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a, b, c, d, e評価を行う。																
4 工事 特性	I 構造物の特殊性への対応	II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応	III 厳しい自然・地盤条件への対応	IV 長期工事における安全確保への対応	V 週休２日への取組み											
					合 計											
※１ 工事特性は、最大２０点の加点となります。 ※２ 監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">I 構造物の特殊性への対応・・・・・・・・・・</td> <td style="width: 50%;">1. ～ 3. に１つ以上の該当で４点</td> </tr> <tr> <td>II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応・・・</td> <td>4. ～10. に１つ以上の該当で６点</td> </tr> <tr> <td>III 厳しい自然・地盤条件への対応・・・・・・・・・・</td> <td>11. ～17. に１つ以上の該当で４点</td> </tr> <tr> <td>IV 長期工事における安全確保への対応・・・・・・・・</td> <td>18. ～19. に１つ以上の該当で６点</td> </tr> <tr> <td>V 週休２日への取組み・・・・・・・・・・・・・・・・</td> <td>20. に該当で３点、21. に該当で６点</td> </tr> </table> ※工事特性は、最大２０点の加点とする。							I 構造物の特殊性への対応・・・・・・・・・・	1. ～ 3. に１つ以上の該当で４点	II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応・・・	4. ～10. に１つ以上の該当で６点	III 厳しい自然・地盤条件への対応・・・・・・・・・・	11. ～17. に１つ以上の該当で４点	IV 長期工事における安全確保への対応・・・・・・・・	18. ～19. に１つ以上の該当で６点	V 週休２日への取組み・・・・・・・・・・・・・・・・	20. に該当で３点、21. に該当で６点
I 構造物の特殊性への対応・・・・・・・・・・	1. ～ 3. に１つ以上の該当で４点															
II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応・・・	4. ～10. に１つ以上の該当で６点															
III 厳しい自然・地盤条件への対応・・・・・・・・・・	11. ～17. に１つ以上の該当で４点															
IV 長期工事における安全確保への対応・・・・・・・・	18. ～19. に１つ以上の該当で６点															
V 週休２日への取組み・・・・・・・・・・・・・・・・	20. に該当で３点、21. に該当で６点															

別紙－２② 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（土木）（工事担当課長）

4 工事 特性	I 施工条件等への対応	I 構造物の特殊性への対応	1. ～ 3. に 1 つ以上レ点が付けば 4 点の加点とする。
		☐ 1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事 - 切土の土工量：20万m³以上、盛土の土工量：15万m³以上 （農地・農業用施設の切土；5万m³、盛土；5万m³）、護岸・築堤の高さ：10m以上、 樋門・樋管の内空断面積：15m²以上、排水機場の吐出管径：2000mm以上、 揚水機場の吐出管径：350mm以上、流路工の計画高水流量：500m³以上、 地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上 （農地・農業用施設：幅50m以上、又は法長80m以上）、 橋梁下部工の高さ：30m以上、橋梁上部工の最大支間長：100m以上等が該当 ☐ 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 - 砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事 補修工事などにおいて、不可視部分等の状況に応じて工法の再検討が必要な工事 - 鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事 - 供用中の道路トンネルの拡幅工事 - 供用中の幹線水路及び隧道等の補修工事 ☐ 3. その他 - その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事、 - その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事、 - 地山強度が低い又は土被りが薄いため、F E M解析などによる検討が必要な工事	
		II 都市部等の作業環境社会条件等への対応	4. ～ 10. に 1 つ以上レ点が付けば 6 点の加点とする。
		☐ 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 - 使用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事 - 市街地の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事 - 監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事 ☐ 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 - ガス管・水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事 - 地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事 - 農家等地元との調整を要した工事 - そのほか特に各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事 ☐ 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 - 市街地での夜間工事 - D I D地区での工事 ☐ 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事 - 日交通量が概ね 1 万台以上の道路で片側交通規制をした工事 - 工事期間中の大半にわたって、交通解放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事 ☐ 8. 緊急時に対応が特に必要な工事 - 事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事で、2 4 時間対応の施工等により早期の完成が求められる工事 ☐ 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事 - 作業現場が広範囲に分布している工事（農地の区画整理については、5ha以上） ☐ 10. その他 - 施工ヤードの広さや高さ制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事 その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事	

別紙ー2③ 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（土木）（工事担当課長）

4 工事 特性	I 施工 条件 等 への 対応	Ⅲ 厳しい自然・地盤 条件への対応		11. ～15. に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。
		☐ 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 - 河川内の橋脚工事において地下水が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事 - 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事 - 施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事		
		☐ 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 - 積雪・寒冷が特に厳しい地域で、雪氷の除去などへの対応が必要となった工事 - 河川区域内のため、設計書で計上する以上に不稼働日が多く、主に作業船を使用する工事 - 潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事		
		☐ 13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事、もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）		
		☐ 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事		
		☐ 15. 当初発注時で予期しえなかった土質、地下水等の条件により大幅な変更対応が必要となった工事 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、適切な「設計協議」を実施し、施工方法工程等が評価できる工事		
		☐ 16. 維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事 維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事		
		☐ 17. その他 - その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事 - その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事 - その他、技術的に特殊な現場条件への対応が必要であった工事		
		Ⅳ 長期工事における 安全確保への対応		18. ～19. に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。
		☐ 18. 12ヶ月を超える工期で事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く。） ただし、文書注意に至らない事故は除く		
		☐ 19. その他		
		V 週休2日への取組 み		20. のみで3点の加点、両方にレ点が付けば6点の加点とする。
		☐ 20. 週休2日を確保する工程計画を立て、週休2日を実施した。（3点）		
		☐ 21. 週休2日を確保する工程計画を立て、完全週休2日を実施した。（3点）		

別紙－２④ 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（土木）（工事担当課長）

6	I	a	a'	b	b'	c																				
社会性 等	地域への 貢献等	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☒ 他の評価に該当しない																				
☐ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ☐ 定期的に広報紙の配布や現場見学会を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 ☐ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 週休2日を確保するために、特筆すべき取り組みを行った。 (道路利用者、地域住民等への周知説明、下請会社等の調整) ☐ SNS等を活用して、当該事業・工事の意義や当該工事で活用した新工法等について広く発信した。 ☐ その他（理由） 評価 → ☐ a ☐ a' ☐ b ☐ b' ☒ c																										
※判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a, a', b, b', c評価を行う。（d, eは無し）																										
項目	法令遵守等の該当項目一覧表																									
7 法令 遵守 等	<table border="1"><thead><tr><th>措 置 内 容</th><th>点数</th></tr></thead><tbody><tr><td>☐ 1. 指名停止3ヶ月以上</td><td>-20 点</td></tr><tr><td>☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td><td>-15 点</td></tr><tr><td>☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td><td>-13 点</td></tr><tr><td>☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td><td>-10 点</td></tr><tr><td>☐ 5. 文書注意相当</td><td>-8 点</td></tr><tr><td>☐ 6. 口頭注意相当</td><td>-5 点</td></tr><tr><td>☐ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合</td><td>-3 点</td></tr><tr><td>☐ 8. その他 (理由:)</td><td>点</td></tr><tr><td>☒ 該当項目なし</td><td></td></tr></tbody></table> ① 本評価項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。 ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。 ④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。 【上記で評価する場合の適応事例】 1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。 6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。 13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。						措 置 内 容	点数	☐ 1. 指名停止3ヶ月以上	-20 点	☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15 点	☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13 点	☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10 点	☐ 5. 文書注意相当	-8 点	☐ 6. 口頭注意相当	-5 点	☐ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	-3 点	☐ 8. その他 (理由:)	点	☒ 該当項目なし	
措 置 内 容	点数																									
☐ 1. 指名停止3ヶ月以上	-20 点																									
☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15 点																									
☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13 点																									
☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10 点																									
☐ 5. 文書注意相当	-8 点																									
☐ 6. 口頭注意相当	-5 点																									
☐ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	-3 点																									
☐ 8. その他 (理由:)	点																									
☒ 該当項目なし																										

工事成績採点の考査項目別運用表

(土木編)

工事検査職員用

松本市

ver. 20250401
(ver. 20140401)
(ver. 20120401)
(ver. 20090410)
(ver. 20081225)

別紙-3① 工事成績採点の審査項目別運用表

(検査職員)

項目	細別	a	b	c	d	e
2	I 施工状況	☐ 優れている (90%以上)	☐ やや優れている (80%~90%)	☒ 他の評価に該当しない (80%未満)	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(10)						
「評価対象項目」 ☒ ☐ 契約書18条第1項第1号から5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 施工計画書が工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 ☒ ☐ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致している。 ☒ ☐ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 ☒ ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう保管していることが確認できる。 ☒ ☐ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で的確に整備していることが確認できる。 ☒ ☐ 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 工事関係書類を事前協議に基づき過不足無く作成していることが確認できる。 ☒ ☐ 社内の管理基準の設定、管理方法が工種毎に明確であり、その内容に基づき管理していることが確認できる。 ☒ ☐ 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業を、作業手順書やチェックリストにより適切に実施していることが確認できる。 ☐ ☐ その他 ()						
☐ 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記該当あれば… d						
☐ 施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当あれば… e						
3	I 出来形及び出来ばえ	☐ 優れている (50%+4項目)	☐ やや優れている (50%)(80%+3項目) (特例50%+4項目)	☒ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
【ばらつきの判定】 1 出来形管理項目 ☒ 有り ☐ 無し → c 2 出来形管理図 ☐ 有り ☒ 無し 3 ばらつき ☐ 概ね50%以内 → a~b ☐ 概ね80%以内 → b~c ☐ 規格値以内 → b'~c ☐ 概ね50%以内 → b~b' ☒ 規格値以内 → b'~c						
【評価対象項目】 → 0 項目該当 ☐ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ 不可視部分の出来形が写真（監督員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。 ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ 出来形管理基準に定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ その他 ()						
☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば… d						
☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば… e						

①出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。

②出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。

③出来形管理とは、「土木工事施工監理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。

④出来形管理項目を設定していない工事は「C」評価とする。

⑤ばらつきの評価は「出来形管理図」を基に別紙-4により判断する。

⑥測点10点未満は出来形管理図は作成不要となるが、特例評価として加算する。

50%以内+4項目以上 = b
 50%以内+3項目以下 = b'
 4項目以上 = b'

別紙－３② 工事成績採点の 考査項目別運用表

(検査職員)

項目	細別	a	b	c	d	e																														
3 出来形及び出来ばえ	Ⅱ 品質（土木・電気設備・機械設備・その他）	☐ 優れている	☐ やや優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている																														
		a'	b'																																	
		☐ bより優れている	☐ cより優れている																																	
		【ばらつきの判定】 ☒ 可能 ☐ 不可能 品質管理図によるばらつき具合 【評価対象項目による判定】 ☐ 最大3工種にて評価（以降の該当するシートに評価内容を入力。） 選択した考査項目運用表 工種名 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> </table> ☐ 主たる1工種だけで評価（以降の該当するシートに評価内容を入力） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td> </td></tr> </table>					==> ☐ 50%以下 ☐ 80%以下 ☒ 80%を超える ※試験結果の打点数が少なく（10点未満）、管理図によるばらつきの判断が出来ない場合「不可能」とする。 評価項目のうちチェックをした数 - 評価の対象項目とした数 - 比率 - ●該当しないシートは評価しないこと。 評価項目のうちチェックをした数 - 評価の対象項目とした数 - 比率 - ●該当しないシートは評価しないこと。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判定可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判定不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">評価値</td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </table>			ばらつきで判定可能			ばらつきで判定不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上	a'	b	b'	b'	60%以上	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c
		ばらつきで判定可能			ばらつきで判定不可能																															
		50%以下	80%以下	80%を超える																																
評価値	90%以上	a	a'	b	b																															
	75%以上	a'	b	b'	b'																															
	60%以上	b	b'	c	c																															
	60%未満	b'	c	c	c																															
☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d																																				
☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…e																																				
Ⅲ 出来ばえ		a	b	c	d	e																														
	☐ 優れている (0項目以上)	☐ やや優れている (0項目以上)	☐ 他の事項に該当しない場合 (0項目以上)	☐ 劣っている (-1項目以下)																																
☐ 最大3工種にて評価 ※1項目しか工種を選択して いなくても率で評価するので注意 ☐ 主たる1工種だけで評価				評価項目のうちチェックをした数 - 評価の対象項目とした数 - 評価項目のうちチェックをした数 - 評価の対象項目とした数 -																																

工事成績採点の考査項目別運用表

(土木工事編－機械設備工事)

監督職員用

松本市

ver. 20250401
(ver. 20140401)
(ver. 20120401)
(ver. 20090410)
(ver. 20081225)

項目	細別	a	b	c	d	e
1	I 施工体制一般	☐ 適切である (90%以上)	☐ ほぼ適切である (80%～90%)	☒ 他の事項に該当しない (80%未満)	☐ やや不備である	☐ 不適切である
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(11)				
		☒ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 ☒ ☐ 施工計画書を、工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出している。 ☒ ☐ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 ☒ ☐ 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。 ☒ ☐ 元請が下請の作業成果を検査している。 ☒ ☐ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 ☒ ☐ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 ☒ ☐ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 ☒ ☐ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 ☒ ☐ 機械設備、電気設備について、整作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 ☒ ☐ 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業における予期できない事象等に対応できる体制を整えている。 ☐ ☐ その他（理由） { }				
		☐ 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記該当あれば……… d				
		☐ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当あれば……… e				
	II 配置技術者（現場代理人等）	a	b	c	d	e
		☐ 適切である (90%以上)	☐ ほぼ適切である (80%～90%)	☒ 他の事項に該当しない (80%未満)	☐ やや不備である	☐ 不適切である
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(10)				
		【全体を評価する項目】 ☒ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。 ☒ ☐ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 【現場代理人を評価する項目】 ☒ ☐ 現場代理人が工事全体を把握している。 ☒ ☐ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなど必要な対応を行っている。 ☒ ☐ 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。 【監理（主任）技術者を評価する項目】 ☒ ☐ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 ☒ ☐ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 ☒ ☐ 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。 ☒ ☐ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 ☒ ☐ 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 ☐ ☐ その他（理由） { }				
		☐ 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記該当あれば……… d				
		☐ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当あれば……… e				

項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	☐ 適切である (90%以上)	☐ ほぼ適切である (80%～90%)	☒ 他の事項に該当しない (80%未満)	☐ やや不備である	☐ 不適切である
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(12)				
		☒ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。 ☒ ☐ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 ☒ ☐ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 ☒ ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 ☒ ☐ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☒ ☐ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☒ ☐ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 ☒ ☐ 指定材料の品質証明及び写真等を整理している。 ☒ ☐ 工事打合せ簿を、不足無く整理している。 ☒ ☐ 建設副産物の再利用等への取組みを適切に行っている。 ☒ ☐ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☒ ☐ 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業（作業手順や確認方法等）を適切に行っている。 ☐ ☐ その他（理由）〔 〕				
		☐ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 <u>上記該当あれば……… d</u>				
		☐ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 <u>上記該当あれば……… e</u>				
	Ⅱ 工程管理	☐ 適切である (90%以上)	☐ ほぼ適切である (80%～90%)	☒ 他の事項に該当しない (80%未満)	☐ やや不備である	☐ 不適切である
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(9)				
		☒ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 ☒ ☐ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 ☒ ☐ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 ☒ ☐ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 ☒ ☐ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 ☒ ☐ 工期の進捗を早めるための取組みを行なっている。 ☒ ☐ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 ☒ ☐ 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行っている。 ☒ ☐ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 ☐ ☐ その他（理由）〔 〕				
		☐ 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 <u>上記該当あれば……… d</u>				
		☐ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 <u>上記該当あれば……… e</u>				

項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工 状況	Ⅲ 安全 対策	☐ 適切である (90%以上)	☐ ほぼ適切である (80%～90%)	☒ 他の事項に該当しない (80%未満)	☐ やや不備である	☐ 不適切である
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(9)				
		☒ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 ☒ ☐ 災害防止協議会等を1回／月以上行っている。 ☒ ☐ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。 ☒ ☐ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 ☒ ☐ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ☒ ☐ 過積載防止に積極的に取り組んでいる。 ☒ ☐ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 ☒ ☐ 保安施設の設置及び監理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 ☒ ☐ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 ☐ ☐ その他（理由） { }				
		☐ 安全管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 <u>上記該当あれば…… d</u>				
		☐ 安全管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 <u>上記該当あれば…… e</u>				
IV 対外 関係		☐ 適切である (90%以上)	☐ ほぼ適切である (80%～90%)	☒ 他の事項に該当しない (80%未満)	☐ やや不備である	☐ 不適切である
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(6)				
		☒ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。 ☒ ☐ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☒ ☐ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☒ ☐ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 ☒ ☐ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 ☒ ☐ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等にわかり易く周知している。 ☐ ☐ その他（理由） { }				
		☐ 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 <u>上記該当あれば…… d</u>				
		☐ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 <u>上記該当あれば…… e</u>				

項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	Ⅰ 出来形（機械設備）	☐ 適切である (90%以上)	☐ ほぼ適切である (80%～90%)	☒ 他の事項に該当しない (80%未満)	☐ 不適切であったため監督職員が文書で改善指示	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(11)				
		☒ ☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。 ☒ ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ☒ ☐ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 ☒ ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 ☒ ☐ 不可視部分の出来形を写真撮影している。（監督員等が臨場した箇所は除く） ☒ ☐ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 ☒ ☐ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 ☒ ☐ 社内の管理基準に基づき管理している。 ☒ ☐ 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 ☒ ☐ 分解整備における既設部品等の磨耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 ☐ ☐ その他（理由） { }				
		☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 <u>上記該当あれば……… d</u>				
		☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。 <u>上記該当あれば……… e</u>				
	Ⅱ 品質（機械設備）	☐ 適切である (90%以上)	☐ ほぼ適切である (80%～90%)	☒ 他の事項に該当しない (80%未満)	☐ 不適切であったため監督職員が文書で改善指示	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(19)				
		☒ ☐ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。 ☒ ☐ 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。 ☒ ☐ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 ☒ ☐ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 ☒ ☐ 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 ☒ ☐ 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 ☒ ☐ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、正常に作動することが確認できる。 ☒ ☐ 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。 ☒ ☐ 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり布設している。 ☒ ☐ 設備の取扱説明書を工夫している。 ☒ ☐ 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 ☒ ☐ 機器の配置が点検しやすいよう工夫されている。 ☒ ☐ 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。 ☒ ☐ 二次コンクリートの配合試験及び試験練が実施され、試験成績表にまとめられている。 ☒ ☐ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 ☒ ☐ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 ☒ ☐ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は保護をしている。 ☒ ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☒ ☐ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 ☐ ☐ その他（理由）{ }				
		☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 <u>上記該当あれば……… d</u>				
		☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。 <u>上記該当あれば……… e</u>				

項目	細別	工 夫 事 項
5 創意工夫	I 創意工夫	【施工】 ☐ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 ☐ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 ☐ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 ☐ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 ☐ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 ☐ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 ☐ 照明などの視界の確保に関する工夫。 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 ☐ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 ☐ 支保工、型枠工、足場工、仮栈橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 ☐ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 ☐ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 ☐ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 ☐ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 ☐ ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。（※本項目は2点の加点） ☐ 特殊な工法や材料を用いた工事。 ☐ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 ☐ 現場状況に基づくライフスタイルコストや維持管理に関する有益な提案や工夫。 【品質】 ☐ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 ☐ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 ☐ 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 ☐ 配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 ☐ 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 （※本項目は2点の加点） ☐ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。 （落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場、照明等安全施設等） ☐ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 ☐ 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 ☐ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 ☐ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 ☐ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 ☐ 環境保全に関する工夫。 【その他】 ☐ その他（理由）（ ） ☐ その他（理由）（ ） ☐ その他（理由）（ ） ☐ その他（理由）（ ）
	評点 点	

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
なお、該当があれば「その他」の項目を追加する。

※2. 評価は各項目において1つレ点が付されれば1点
（項目により2点）とし、最大7点の加点評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表

(土木工事編)

工事担当課長用

松本市

ver. 20250401
(ver. 20140401)
(ver. 20120401)
(ver. 20090410)
(ver. 20081225)

別紙－２① 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（土木）（工事担当課長）

項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工 状況	II 工程管理	☐ 優れている	☐ やや優れている	☒ 他の事項に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
	☐ 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 工程管理を適切に行ったことにより、夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 ☐ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 ☐ 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行うことに加え、他の模範となるような取組を実施した。 ☐ 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕を持って工事を完成させた。 ☐ 工事施行箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕を持って工事を完成させた。 ☐ 週休２日を確保する工程計画を立て、実現した。（☆） ☐ 週休２日を確保する工程計画を立て、完全週休２日を実現した。（☆） ☐ 設備更新等の工事において、機能停止期間の短縮など、工事による利用者への影響を軽減させた。 ☐ その他（理由） 評価 → ☐ a ☐ b ☒ c ☐ d ☐ e					
※判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a, b, c, d, e評価を行う。						
III 安全 対策		a	b	c	d	e
	☐ 優れている	☐ やや優れている	☒ 他の事項に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている	
☐ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 ☐ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 ☐ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 ☐ 災害防止協議会等での活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 ☐ その他（理由） 評価 → ☐ a ☐ b ☒ c ☐ d ☐ e						
※判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a, b, c, d, e評価を行う。						
4 工事 特性	I 構造物の特殊性への対応	II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応	III 厳しい自然・地盤条件への対応	IV 長期工事における安全確保への対応	V 週休２日への取組み	
					合 計	
※１ 工事特性は、最大２０点の加点となります。 ※２ 監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。 I 構造物の特殊性への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1. ～ 3. に１つ以上の該当で４点 II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応・・・・・・ 4. ～10. に１つ以上の該当で６点 III 厳しい自然・地盤条件への対応・・・・・・・・・・・・・・ 11. ～17. に１つ以上の該当で４点 IV 長期工事における安全確保への対応・・・・・・・・・・・・ 18. ～19. に１つ以上の該当で６点 V 週休２日への取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20. に該当で３点、21. に該当で６点 ※工事特性は、最大２０点の加点とする。						

別紙－２② 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（土木）（工事担当課長）

4 工事 特性	I 施工 条件 等 への 対応	I 構造物の特殊性への対応		1. ～ 3. に 1 つ以上レ点が付けば 4 点の加点とする。
		☐ 1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事 - 切土の土工量：20万m³以上、盛土の土工量：15万m³以上 （農地・農業用施設の切土；5万m³、盛土；5万m³）、護岸・築堤の高さ：10m以上、 樋門・樋管の内空断面積：15m²以上、排水機場の吐出管径：2000mm以上、 揚水機場の吐出管径：350mm以上、流路工の計画高水流量：500m³以上、 地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上 （農地・農業用施設：幅50m以上、又は法長80m以上）、 橋梁下部工の高さ：30m以上、橋梁上部工の最大支間長：100m以上等が該当 ☐ 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 - 砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事 補修工事などにおいて、不可視部分等の状況に応じて工法の再検討が必要な工事 - 鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事 - 供用中の道路トンネルの拡幅工事 - 供用中の幹線水路及び隧道等の補修工事 ☐ 3. その他 - その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事、 - その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事、 - 地山強度が低い又は土被りが薄いため、F E M解析などによる検討が必要な工事		
		II 都市部等の作業環境社会条件等への対応		4. ～ 10. に 1 つ以上レ点が付けば 6 点の加点とする。
		☐ 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 - 使用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事 - 市街地の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事 - 監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事 ☐ 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 - ガス管・水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事 - 地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事 - 農家等地元との調整を要した工事 - そのほか特に各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事 ☐ 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 - 市街地での夜間工事 - D I D地区での工事 ☐ 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事 - 日交通量が概ね 1 万台以上の道路で片側交通規制をした工事 - 工事期間中の大半にわたって、交通解放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事 ☐ 8. 緊急時に対応が特に必要な工事 - 事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事で、2 4 時間対応の施工等により早期の完成が求められる工事 ☐ 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事 - 作業現場が広範囲に分布している工事（農地の区画整理については、5ha以上） ☐ 10. その他 - 施工ヤードの広さや高さ制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事 その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事		

別紙ー2③ 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（土木）（工事担当課長）

4 工事 特性	I 施工 条件 等 への 対応	Ⅲ 厳しい自然・地盤 条件への対応		11. ～15. に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。
		☐ 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 - 河川内の橋脚工事において地下水が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事 - 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事 - 施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事		
		☐ 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 - 積雪・寒冷が特に厳しい地域で、雪氷の除去などへの対応が必要となった工事 - 河川区域内のため、設計書で計上する以上に不稼働日が多く、主に作業船を使用する工事 - 潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事		
		☐ 13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事、もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）		
		☐ 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事		
		☐ 15. 当初発注時で予期しえなかった土質、地下水等の条件により大幅な変更対応が必要となった工事 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、適切な「設計協議」を実施し、施工方法工程等が評価できる工事		
		☐ 16. 維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事 維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事		
		☐ 17. その他 - その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事 - その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事 - その他、技術的に特殊な現場条件への対応が必要であった工事		
		Ⅳ 長期工事における 安全確保への対応		18. ～19. に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。
		☐ 18. 12ヶ月を超える工期で事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く。） ただし、文書注意に至らない事故は除く		
		☐ 19. その他		
		V 週休2日への取組 み		20. のみで3点の加点、両方にレ点が付けば6点の加点とする。
		☐ 20. 週休2日を確保する工程計画を立て、週休2日を実施した。（3点）		
		☐ 21. 週休2日を確保する工程計画を立て、完全週休2日を実施した。（3点）		

別紙－２④ 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（土木）（工事担当課長）

6 社会性等	I 地域への貢献等	a	a'	b	b'	c																				
		☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☒ 他の評価に該当しない																				
☐ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ☐ 定期的に広報紙の配布や現場見学会を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 ☐ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 週休2日を確保するために、特筆すべき取り組みを行った。 （道路利用者、地域住民等への周知説明、下請会社等の調整） ☐ SNS等を活用して、当該事業・工事の意義や当該工事で活用した新工法等について広く発信した。 ☐ その他（理由）																										
評価 → <table border="1" style="display: inline-table; margin-left: 20px;"> <tr> <td>☐ a</td> <td>☐ a'</td> <td>☐ b</td> <td>☐ b'</td> <td>☒ c</td> </tr> </table>							☐ a	☐ a'	☐ b	☐ b'	☒ c															
☐ a	☐ a'	☐ b	☐ b'	☒ c																						
※判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a, a', b, b', c 評価を行う。（d, e は無し）																										
項目	法令遵守等の該当項目一覧表																									
7 法令遵守等	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">措 置 内 容</th> <th style="width: 20%;">点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☐ 1. 指名停止3ヶ月以上</td> <td>-20 点</td> </tr> <tr> <td>☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td>-15 点</td> </tr> <tr> <td>☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td>-13 点</td> </tr> <tr> <td>☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td> <td>-10 点</td> </tr> <tr> <td>☐ 5. 文書注意相当</td> <td>-8 点</td> </tr> <tr> <td>☐ 6. 口頭注意相当</td> <td>-5 点</td> </tr> <tr> <td>☐ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合</td> <td>-3 点</td> </tr> <tr> <td>☐ 8. その他 (理由:)</td> <td>点</td> </tr> <tr> <td>☒ 該当項目なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ① 本評価項目（7. 法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。 ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。 ④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。 【上記で評価する場合の適応事例】 1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。 6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。 13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。						措 置 内 容	点数	☐ 1. 指名停止3ヶ月以上	-20 点	☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15 点	☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13 点	☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10 点	☐ 5. 文書注意相当	-8 点	☐ 6. 口頭注意相当	-5 点	☐ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	-3 点	☐ 8. その他 (理由:)	点	☒ 該当項目なし	
措 置 内 容	点数																									
☐ 1. 指名停止3ヶ月以上	-20 点																									
☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15 点																									
☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13 点																									
☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10 点																									
☐ 5. 文書注意相当	-8 点																									
☐ 6. 口頭注意相当	-5 点																									
☐ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	-3 点																									
☐ 8. その他 (理由:)	点																									
☒ 該当項目なし																										

工事成績採点の考査項目別運用表

(土木－機械設備編)

工事検査職員用

松本市

ver. 20250401
(ver. 20140401)
(ver. 20120401)
(ver. 20090410)
(ver. 20081225)

別紙－３① 工事成績採点の審査項目別運用表

(検査職員)

項目	細別	a	b	c	d	e
2	I 施工管理 施工状況	☐ 優れている (90%以上)	☐ やや優れている (80%～90%)	☒ 他の評価に該当しない (80%未満)	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(10) 「評価対象項目」 ☒ ☐ 契約書18条第1項第1号から5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 施工計画書が工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものであることが確認できる。 ☒ ☐ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致している。 ☒ ☐ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 ☒ ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう保管していることが確認できる。 ☒ ☐ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で的確に整備していることが確認できる。 ☒ ☐ 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 工事関係書類を事前協議に基づき過不足無く作成していることが確認できる。 ☒ ☐ 社内の管理基準の設定、管理方法が工種毎に明確であり、その内容に基づき管理していることが確認できる。 ☒ ☐ 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業を、作業手順書やチェックリストにより適切に実施していることが確認できる。 ☐ ☐ その他 ()				
		☐ 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記該当あれば… d				
		☐ 施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当あれば… e				
3	I 出来形及び機械設備工事	☐ 優れている (90%以上) a'	☐ やや優れている (70～80%) b'	☒ 他の評価に該当しない (60%未満)	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
	☐ bより優れている (80～90%)	☐ cより優れている (60～70%)				
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(10) 【評価対象項目】 ☒ ☐ 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☒ ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。 ☒ ☐ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 ☒ ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☒ ☐ 不可視部分の出来形が写真（監督員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。 ☒ ☐ 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ☒ ☐ 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ☒ ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☒ ☐ 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。 ☒ ☐ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 ☐ ☐ その他 ()				
		☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば… d				
		☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば… e				

別紙－３② 工事成績採点の 考査項目別運用表

(検査職員)

項目	細別	a	b	c	d	e																									
3 出来形及び出来ばえ	Ⅱ 品質（機械設備工事）	☐ 優れている	☐ やや優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている																									
		a'	a'																												
		☐ bより優れている	☐ cより優れている																												
		【ばらつきの判定】 ☒ 可能 ☐ 不可能 ====> ☐ 50%以下 ☐ 80%以下 ☒ 80%を超える 品質管理図によるばらつき具合 【評価対象項目による判定】 ☐ 最大3工種にて評価（以降の該当するシートに評価内容を入力。） 選択した考査項目運用表 工種名 評価項目のうちチェックをした数 - 評価の対象項目とした数 - 比率 - ●該当しないシートは評価しないこと。 ☐ 主たる1工種だけで評価（以降の該当するシートに評価内容を入力） 評価項目のうちチェックをした数 - 評価の対象項目とした数 - 比率 - ●該当しないシートは評価しないこと。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判定可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判定不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> <tr> <th rowspan="4">評価値</th> <th>90%以上</th> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <th>75%以上</th> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <th>60%以上</th> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <th>60%未満</th> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </table>			ばらつきで判定可能			ばらつきで判定不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上	a'	b	b'	b'	60%以上	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c
		ばらつきで判定可能			ばらつきで判定不可能																										
		50%以下	80%以下	80%を超える																											
評価値	90%以上	a	a'	b	b																										
	75%以上	a'	b	b'	b'																										
	60%以上	b	b'	c	c																										
	60%未満	b'	c	c	c																										
☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d																															
☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…e																															
Ⅲ 出来ばえ		a	b	c	d	e																									
	☐ 優れている (0項目以上)	☐ やや優れている (0項目以上)	☐ 他の事項に該当しない場合 (0項目以上)	☐ 劣っている (-2項目以下)																											
☐ 最大3工種にて評価 ※1項目しか工種を選択して いなくても率で評価するので注意 ☐ 主たる1工種だけで評価				評価項目のうちチェックをした数 - 評価の対象項目とした数 - 評価項目のうちチェックをした数 - 評価の対象項目とした数 -																											

工事成績採点の考査項目別運用表

(土木工事編－電気設備工事)

監督職員用

松本市

ver. 20250401
(ver. 20140401)
(ver. 20120401)
(ver. 20090410)
(ver. 20081225)

項目	細別	a	b	c	d	e
1	I 施工体制一般	☐ 適切である (90%以上)	☐ ほぼ適切である (80%～90%)	☒ 他の事項に該当しない (80%未満)	☐ やや不備である	☐ 不適切である
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(11)				
		☒ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 ☒ ☐ 施工計画書を、工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出している。 ☒ ☐ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 ☒ ☐ 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。 ☒ ☐ 元請が下請の作業成果を検査している。 ☒ ☐ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 ☒ ☐ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 ☒ ☐ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 ☒ ☐ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 ☒ ☐ 機械設備、電気設備について、整作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 ☒ ☐ 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業における予期できない事象等に対応できる体制を整えている。 ☐ ☐ その他（理由） { }				
		☐ 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記該当あれば……… d				
		☐ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当あれば……… e				
	II 配置技術者（現場代理人等）	a	b	c	d	e
		☐ 適切である (90%以上)	☐ ほぼ適切である (80%～90%)	☒ 他の事項に該当しない (80%未満)	☐ やや不備である	☐ 不適切である
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(10)				
		【全体を評価する項目】 ☒ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。 ☒ ☐ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 【現場代理人を評価する項目】 ☒ ☐ 現場代理人が工事全体を把握している。 ☒ ☐ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなど必要な対応を行っている。 ☒ ☐ 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。 【監理（主任）技術者を評価する項目】 ☒ ☐ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 ☒ ☐ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 ☒ ☐ 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。 ☒ ☐ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 ☒ ☐ 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 ☐ ☐ その他（理由） { }				
		☐ 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記該当あれば……… d				
		☐ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当あれば……… e				

項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	☐ 適切である (90%以上)	☐ ほぼ適切である (80%～90%)	☒ 他の事項に該当しない (80%未満)	☐ やや不備である	☐ 不適切である
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(12)				
		☒ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。 ☒ ☐ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 ☒ ☐ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 ☒ ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 ☒ ☐ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☒ ☐ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☒ ☐ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 ☒ ☐ 指定材料の品質証明及び写真等を整理している。 ☒ ☐ 工事打合せ簿を、不足無く整理している。 ☒ ☐ 建設副産物の再利用等への取組みを適切に行っている。 ☒ ☐ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☒ ☐ 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業（作業手順や確認方法等）を適切に行っている。 ☐ ☐ その他（理由）〔 〕				
		☐ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記該当あれば……… d				
		☐ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当あれば……… e				
	Ⅱ 工程管理	☐ 適切である (90%以上)	☐ ほぼ適切である (80%～90%)	☒ 他の事項に該当しない (80%未満)	☐ やや不備である	☐ 不適切である
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(9)				
		☒ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 ☒ ☐ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 ☒ ☐ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 ☒ ☐ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 ☒ ☐ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 ☒ ☐ 工期の進捗を早めるための取組みを行なっている。 ☒ ☐ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 ☒ ☐ 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行っている。 ☒ ☐ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 ☐ ☐ その他（理由）〔 〕				
		☐ 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記該当あれば……… d				
		☐ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当あれば……… e				

項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工 状況	Ⅲ 安全 対策	☐ 適切である (90%以上)	☐ ほぼ適切である (80%～90%)	☒ 他の事項に該当しない (80%未満)	☐ やや不備である	☐ 不適切である
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(9)				
		☒ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 ☒ ☐ 災害防止協議会等を1回／月以上行っている。 ☒ ☐ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。 ☒ ☐ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 ☒ ☐ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ☒ ☐ 過積載防止に積極的に取り組んでいる。 ☒ ☐ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 ☒ ☐ 保安施設の設置及び監理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 ☒ ☐ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 ☐ ☐ その他（理由） { }				
		☐ 安全管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 <u>上記該当あれば…… d</u>				
		☐ 安全管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 <u>上記該当あれば…… e</u>				
IV 対外 関係		☐ 適切である (90%以上)	☐ ほぼ適切である (80%～90%)	☒ 他の事項に該当しない (80%未満)	☐ やや不備である	☐ 不適切である
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(6)				
		☒ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。 ☒ ☐ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☒ ☐ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☒ ☐ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 ☒ ☐ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 ☒ ☐ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等にわかり易く周知している。 ☐ ☐ その他（理由） { }				
		☐ 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 <u>上記該当あれば…… d</u>				
		☐ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 <u>上記該当あれば…… e</u>				

項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来見え	I 出来形（電気・通信・受変電設備）	☐ 適切である (90%以上)	☐ ほぼ適切である (80%～90%)	☒ 他の事項に該当しない (80%未満)	☐ 不適切であったため監督職員が文書で改善指示	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(13)				
		☒ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。 ☒ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ☒ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。 ☒ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 ☒ 不可視部分の出来形を写真撮影している。（監督員等が臨場した箇所は除く） ☒ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。 ☒ 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。 ☒ 社内の管理基準に基づき管理している。 ☒ 測定機器のキャリブレーションを、定期的実施している。 ☒ 行き先などを表示した名札がケーブルなどに分かりやすく堅固に取り付けている。 ☒ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ 設計図書に定められている予備品等に不足が無い。 ☒ 高温部等の危険箇所への二重表示、二重防護など運用における不可抗力を想定した安全対策がなされている。 ☐ その他（理由） { }				
		☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 <u>上記該当あれば……… d</u>				
		☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。 <u>上記該当あれば……… e</u>				
	II 品質（電気・通信・受変電設備）	☐ 適切である (90%以上)	☐ ほぼ適切である (80%～90%)	☒ 他の事項に該当しない (80%未満)	☐ 不適切であったため監督職員が文書で改善指示	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(14)				
		☒ 製作着手前に、品質や性能の確保にかかる技術検討を実施している。 ☒ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。 ☒ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足し、成績書にまとめられている。 ☒ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおりに配置され、正常に作動することが確認できる。 ☒ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 ☒ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。 ☒ 操作制御関係の機能及び性能が、使用を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 ☒ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。 ☒ 現場条件によって聞き（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 ☒ 設備全体についての取扱説明書を工夫し、作成（修繕（改造・更新含む）の場合は修正又は更新）している。 ☒ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 ☒ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。 ☒ 障害、災害発生を想定した代替機能、迂回などのフェールセーフ機能を現地試験等で確認している。 ☒ 設備の耐震設計について、受注者自らが確認、精査したことが確認できる。 ☐ その他（理由） { }				
		☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 <u>上記該当あれば……… d</u>				
		☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。 <u>上記該当あれば……… e</u>				

項目	細別	工 夫 事 項
5 創意 工夫	I 創意 工夫	【施工】 ☐ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 ☐ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 ☐ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 ☐ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 ☐ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 ☐ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 ☐ 照明などの視界の確保に関する工夫。 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 ☐ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 ☐ 支保工、型枠工、足場工、仮栈橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 ☐ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 ☐ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 ☐ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 ☐ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 ☐ I C T（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。（※本項目は２点の加点） ☐ 特殊な工法や材料を用いた工事。 ☐ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 ☐ 現場状況に基づくライフスタイルコストや維持管理に関する有益な提案や工夫。 【品質】 ☐ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 ☐ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 ☐ 鉄筋、P C ケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 ☐ 配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 ☐ 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 （※本項目は２点の加点） ☐ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。 （落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場、照明等安全施設等） ☐ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 ☐ 現場事務所、労務者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫。 ☐ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 ☐ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 ☐ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 ☐ 環境保全に関する工夫。 【その他】 ☐ その他（理由）（ ） ☐ その他（理由）（ ） ☐ その他（理由）（ ） ☐ その他（理由）（ ）
評点 _____ 点 ※１．特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 なお、該当があれば「その他」の項目を追加する。 ※２．評価は各項目において１つレ点が付されれば１点 （項目により２点）とし、最大７点の加点評価とする。		創意工夫の詳細評価

工事成績採点の考査項目別運用表

(土木工事編)

工事担当課長用

松本市

ver. 20250401
(ver. 20140401)
(ver. 20120401)
(ver. 20090410)
(ver. 20081225)

別紙－２① 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（土木）（工事担当課長）

項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工 状況	II 工程管理	☐ 優れている	☐ やや優れている	☒ 他の事項に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
	☐ 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 工程管理を適切に行ったことにより、夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 ☐ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 ☐ 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行うことに加え、他の模範となるような取組を実施した。 ☐ 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕を持って工事を完成させた。 ☐ 工事施行箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕を持って工事を完成させた。 ☐ 週休２日を確保する工程計画を立て、実現した。（☆） ☐ 週休２日を確保する工程計画を立て、完全週休２日を実現した。（☆） ☐ 設備更新等の工事において、機能停止期間の短縮など、工事による利用者への影響を軽減させた。 ☐ その他（理由） 評価 → ☐ a ☐ b ☒ c ☐ d ☐ e					
※判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a, b, c, d, e評価を行う。						
III 安全 対策		a	b	c	d	e
	☐ 優れている	☐ やや優れている	☒ 他の事項に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている	
☐ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 ☐ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 ☐ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 ☐ 災害防止協議会等での活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 ☐ その他（理由） 評価 → ☐ a ☐ b ☒ c ☐ d ☐ e						
※判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a, b, c, d, e評価を行う。						
4 工事 特性	I 構造物の特殊性への対応	II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応	III 厳しい自然・地盤条件への対応	IV 長期工事における安全確保への対応	V 週休２日への取組み	
					合 計	
※１ 工事特性は、最大２０点の加点となります。 ※２ 監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。 I 構造物の特殊性への対応・・・・・・・・・・・・・・ 1. ～ 3. に１つ以上の該当で４点 II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応・・・・ 4. ～10. に１つ以上の該当で６点 III 厳しい自然・地盤条件への対応・・・・・・・・・・・・ 11. ～17. に１つ以上の該当で４点 IV 長期工事における安全確保への対応・・・・・・・・ 18. ～19. に１つ以上の該当で６点 V 週休２日への取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20. に該当で３点、21. に該当で６点 ※工事特性は、最大２０点の加点とする。						

別紙－２② 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（土木）（工事担当課長）

4 工事 特性	I 施工条件等への対応	I 構造物の特殊性への対応	1. ～ 3. に 1 つ以上レ点が付けば 4 点の加点とする。
		☐ 1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事 - 切土の土工量：20万m³以上、盛土の土工量：15万m³以上 （農地・農業用施設の切土；5万m³、盛土；5万m³）、護岸・築堤の高さ：10m以上、 樋門・樋管の内空断面積：15m²以上、排水機場の吐出管径：2000mm以上、 揚水機場の吐出管径：350mm以上、流路工の計画高水流量：500m³以上、 地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上 （農地・農業用施設：幅50m以上、又は法長80m以上）、 橋梁下部工の高さ：30m以上、橋梁上部工の最大支間長：100m以上等が該当 ☐ 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 - 砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事 補修工事などにおいて、不可視部分等の状況に応じて工法の再検討が必要な工事 - 鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事 - 供用中の道路トンネルの拡幅工事 - 供用中の幹線水路及び隧道等の補修工事 ☐ 3. その他 - その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事、 - その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事、 - 地山強度が低い又は土被りが薄いため、F E M解析などによる検討が必要な工事	
		II 都市部等の作業環境社会条件等への対応	4. ～ 10. に 1 つ以上レ点が付けば 6 点の加点とする。
		☐ 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 - 使用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事 - 市街地の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事 - 監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事 ☐ 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 - ガス管・水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事 - 地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事 - 農家等地元との調整を要した工事 - そのほか特に各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事 ☐ 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 - 市街地での夜間工事 - D I D地区での工事 ☐ 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事 - 日交通量が概ね 1 万台以上の道路で片側交通規制をした工事 - 工事期間中の大半にわたって、交通解放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事 ☐ 8. 緊急時に対応が特に必要な工事 - 事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事で、2 4 時間対応の施工等により早期の完成が求められる工事 ☐ 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事 - 作業現場が広範囲に分布している工事（農地の区画整理については、5ha以上） ☐ 10. その他 - 施工ヤードの広さや高さ制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事 その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事	

別紙ー2③ 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（土木）（工事担当課長）

4 工事 特性	I 施工 条件 等 への 対応	Ⅲ 厳しい自然・地盤条件への対応 11. ～15. に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。
		☐ 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 - 河川内の橋脚工事において地下水が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事 - 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事 - 施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事 ☐ 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 - 積雪・寒冷が特に厳しい地域で、雪氷の除去などへの対応が必要となった工事 - 河川区域内のため、設計書で計上する以上に不稼働日が多く、主に作業船を使用する工事 - 潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事 ☐ 13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 - 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事、もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く） ☐ 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 - イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 ☐ 15. 当初発注時で予期しえなかった土質、地下水等の条件により大幅な変更対応が必要となった工事 - 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、適切な「設計協議」を実施し、施工方法工程等が評価できる工事 ☐ 16. 維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事 - 維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事 ☐ 17. その他 - その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事 - その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事 - その他、技術的に特殊な現場条件への対応が必要であった工事
		Ⅳ 長期工事における安全確保への対応 18. ～19. に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。 ☐ 18. 12ヶ月を超える工期で事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く。） ただし、文書注意に至らない事故は除く ☐ 19. その他
		Ⅴ 週休2日への取り組み 20. のみで3点の加点、両方にレ点が付けば6点の加点とする。 ☐ 20. 週休2日を確保する工程計画を立て、週休2日を実施した。（3点） ☐ 21. 週休2日を確保する工程計画を立て、完全週休2日を実施した。（3点）

別紙－２④ 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（土木）（工事担当課長）

6 社会性等	I 地域への貢献等	a	a'	b	b'	c																				
		☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☒ 他の評価に該当しない																				
☐ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ☐ 定期的に広報紙の配布や現場見学会を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 ☐ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 週休2日を確保するために、特筆すべき取り組みを行った。 （道路利用者、地域住民等への周知説明、下請会社等の調整） ☐ SNS等を活用して、当該事業・工事の意義や当該工事で活用した新工法等について広く発信した。 ☐ その他（理由） 評価 → <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>☐ a</td> <td>☐ a'</td> <td>☐ b</td> <td>☐ b'</td> <td>☒ c</td> </tr> </table>							☐ a	☐ a'	☐ b	☐ b'	☒ c															
☐ a	☐ a'	☐ b	☐ b'	☒ c																						
※判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a, a', b, b', c 評価を行う。（d, e は無し）																										
項目	法令遵守等の該当項目一覧表																									
7 法令遵守等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>措 置 内 容</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☐ 1. 指名停止3ヶ月以上</td> <td>-20 点</td> </tr> <tr> <td>☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td>-15 点</td> </tr> <tr> <td>☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td>-13 点</td> </tr> <tr> <td>☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td> <td>-10 点</td> </tr> <tr> <td>☐ 5. 文書注意相当</td> <td>-8 点</td> </tr> <tr> <td>☐ 6. 口頭注意相当</td> <td>-5 点</td> </tr> <tr> <td>☐ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合</td> <td>-3 点</td> </tr> <tr> <td>☐ 8. その他 (理由:)</td> <td>点</td> </tr> <tr> <td>☒ 該当項目なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ① 本評価項目（7. 法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。 ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。 ④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。 【上記で評価する場合の適応事例】 1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。 6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。 13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。						措 置 内 容	点数	☐ 1. 指名停止3ヶ月以上	-20 点	☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15 点	☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13 点	☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10 点	☐ 5. 文書注意相当	-8 点	☐ 6. 口頭注意相当	-5 点	☐ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	-3 点	☐ 8. その他 (理由:)	点	☒ 該当項目なし	
措 置 内 容	点数																									
☐ 1. 指名停止3ヶ月以上	-20 点																									
☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15 点																									
☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13 点																									
☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10 点																									
☐ 5. 文書注意相当	-8 点																									
☐ 6. 口頭注意相当	-5 点																									
☐ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	-3 点																									
☐ 8. その他 (理由:)	点																									
☒ 該当項目なし																										

工事成績採点の考査項目別運用表

(土木－電気設備編)

工事検査職員用

松本市

ver. 20250401
(ver. 20140401)
(ver. 20120401)
(ver. 20090410)
(ver. 20081225)

項目	細別	a	b	c	d	e
2	I 施工状況	☐ 優れている (90%以上)	☐ やや優れている (80%～90%)	☒ 他の評価に該当しない (80%未満)	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(10)				
		「評価対象項目」 ☒ ☐ 契約書18条第1項第1号から5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 施工計画書が工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 ☒ ☐ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致している。 ☒ ☐ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 ☒ ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう保管していることが確認できる。 ☒ ☐ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で的確に整備していることが確認できる。 ☒ ☐ 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 工事関係書類を事前協議に基づき過不足無く作成していることが確認できる。 ☒ ☐ 社内の管理基準の設定、管理方法が工種毎に明確であり、その内容に基づき管理していることが確認できる。 ☒ ☐ 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業を、作業手順書やチェックリストにより適切に実施していることが確認できる。 ☐ ☐ その他 ()				
		☐ 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記該当あれば… d				
		☐ 施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当あれば… e				
3	I 出来形及び電気設備・通信設備・受変電設備工事	☐ 優れている (90%以上)	☐ やや優れている (70～80%)	☒ 他の評価に該当しない (60%未満)	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
	a'	b'				
	☐ bより優れている (80～90%)	☐ cより優れている (60～70%)				
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(13)				
		【評価対象項目】 ☒ ☐ 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☒ ☐ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 ☒ ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☒ ☐ 不可視部分の出来形が写真（監督員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。 ☒ ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☒ ☐ 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 ☒ ☐ 設備の据付、固定方法、設計図書又は承諾図書のとおりに施工していることが確認できる。 ☒ ☐ 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 ☒ ☐ 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ☒ ☐ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☒ ☐ 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。 ☒ ☐ 高温部等の危険箇所への二重表示、二重防護など運用における不可抗力を想定した安全対策が確認できる。 ☐ ☐ その他 ()				
		☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば… d				
		☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば… e				

別紙－３② 工事成績採点の 考査項目別運用表

(検査職員)

項目	細別	a	b	c	d	e																									
3 出来形及び出来ばえ	Ⅱ 品質（電気設備工事）	☐ 優れている	☐ やや優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている																									
		a'	a'																												
		☐ bより優れている	☐ cより優れている																												
		【ばらつきの判定】 ☒ 可能 ☐ 不可能 ====> ☐ 50%以下 ☐ 80%以下 ☒ 80%を超える 品質管理図によるばらつき具合 【評価対象項目による判定】 ☐ 最大3工種にて評価（以降の該当するシートに評価内容を入力。） 選択した考査項目運用表 工種名 評価項目のうちチェックをした数 - 評価の対象項目とした数 - 比率 - ●該当しないシートは評価しないこと。 ☐ 主たる1工種だけで評価（以降の該当するシートに評価内容を入力） 評価項目のうちチェックをした数 - 評価の対象項目とした数 - 比率 - ●該当しないシートは評価しないこと。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判定可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判定不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">評価値</td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </table>			ばらつきで判定可能			ばらつきで判定不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上	a'	b	b'	b'	60%以上	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c
		ばらつきで判定可能			ばらつきで判定不可能																										
		50%以下	80%以下	80%を超える																											
評価値	90%以上	a	a'	b	b																										
	75%以上	a'	b	b'	b'																										
	60%以上	b	b'	c	c																										
	60%未満	b'	c	c	c																										
☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d																															
☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…e																															
Ⅲ 出来ばえ		a	b	c	d	e																									
	☐ 優れている (0項目以上)	☐ やや優れている (0項目以上)	☐ 他の事項に該当しない場合 (0項目以上)	☐ 劣っている (-2項目以下)																											
☐ 最大3工種にて評価 ※1項目しか工種を選択して いなくても率で評価するので注意			評価項目のうちチェックをした数 - 評価の対象項目とした数 -																												
☐ 主たる1工種だけで評価			評価項目のうちチェックをした数 - 評価の対象項目とした数 -																												

工事成績採点の考査項目別運用表

(土木工事編－維持・修繕工事)

監督職員用

松本市

ver. 20250401
(ver. 20140401)
(ver. 20120401)
(ver. 20090410)
(ver. 20081225)

項目	細別	a	b	c	d	e
1	I 施工体制一般	☐ 適切である (90%以上)	☐ ほぼ適切である (80%～90%)	☒ 他の事項に該当しない (80%未満)	☐ やや不備である	☐ 不適切である
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(11)				
		☒ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 ☒ ☐ 施工計画書を、工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出している。 ☒ ☐ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 ☒ ☐ 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。 ☒ ☐ 元請が下請の作業成果を検査している。 ☒ ☐ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 ☒ ☐ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 ☒ ☐ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 ☒ ☐ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 ☒ ☐ 機械設備、電気設備について、整作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 ☒ ☐ 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業における予期できない事象等に対応できる体制を整えている。 ☐ ☐ その他（理由） { }				
		☐ 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記該当あれば……… d				
		☐ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当あれば……… e				
	II 配置技術者（現場代理人等）	a	b	c	d	e
		☐ 適切である (90%以上)	☐ ほぼ適切である (80%～90%)	☒ 他の事項に該当しない (80%未満)	☐ やや不備である	☐ 不適切である
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(10)				
		【全体を評価する項目】 ☒ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。 ☒ ☐ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 【現場代理人を評価する項目】 ☒ ☐ 現場代理人が工事全体を把握している。 ☒ ☐ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなど必要な対応を行っている。 ☒ ☐ 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。 【監理（主任）技術者を評価する項目】 ☒ ☐ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 ☒ ☐ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 ☒ ☐ 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。 ☒ ☐ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 ☒ ☐ 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 ☐ ☐ その他（理由） { }				
		☐ 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記該当あれば……… d				
		☐ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当あれば……… e				

項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	☐ 適切である (90%以上)	☐ ほぼ適切である (80%～90%)	☒ 他の事項に該当しない (80%未満)	☐ やや不備である	☐ 不適切である
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(12)				
		☒ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。 ☒ ☐ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 ☒ ☐ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 ☒ ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 ☒ ☐ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☒ ☐ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☒ ☐ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 ☒ ☐ 指定材料の品質証明及び写真等を整理している。 ☒ ☐ 工事打合せ簿を、不足無く整理している。 ☒ ☐ 建設副産物の再利用等への取組みを適切に行っている。 ☒ ☐ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☒ ☐ 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業（作業手順や確認方法等）を適切に行っている。 ☐ ☐ その他（理由）〔 〕				
		☐ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記該当あれば……… d				
		☐ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当あれば……… e				
	Ⅱ 工程管理	☐ 適切である (90%以上)	☐ ほぼ適切である (80%～90%)	☒ 他の事項に該当しない (80%未満)	☐ やや不備である	☐ 不適切である
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(9)				
		☒ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 ☒ ☐ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 ☒ ☐ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 ☒ ☐ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 ☒ ☐ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 ☒ ☐ 工期の進捗を早めるための取組みを行なっている。 ☒ ☐ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 ☒ ☐ 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行っている。 ☒ ☐ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 ☐ ☐ その他（理由）〔 〕				
		☐ 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記該当あれば……… d				
		☐ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当あれば……… e				

項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工 状況	Ⅲ 安全 対策	☐ 適切である (90%以上)	☐ ほぼ適切である (80%～90%)	☒ 他の事項に該当しない (80%未満)	☐ やや不備である	☐ 不適切である
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(9)				
		☒ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 ☒ ☐ 災害防止協議会等を1回／月以上行っている。 ☒ ☐ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。 ☒ ☐ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 ☒ ☐ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ☒ ☐ 過積載防止に積極的に取り組んでいる。 ☒ ☐ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 ☒ ☐ 保安施設の設置及び監視を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 ☒ ☐ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 ☐ ☐ その他（理由） { }				
		☐ 安全管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 <u>上記該当あれば…… d</u>				
		☐ 安全管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 <u>上記該当あれば…… e</u>				
Ⅳ 対外 関係		☐ 適切である (90%以上)	☐ ほぼ適切である (80%～90%)	☒ 他の事項に該当しない (80%未満)	☐ やや不備である	☐ 不適切である
		評価値(%)＝評価数(0)/項目数(6)				
		☒ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。 ☒ ☐ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☒ ☐ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☒ ☐ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 ☒ ☐ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 ☒ ☐ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等にわかり易く周知している。 ☐ ☐ その他（理由） { }				
		☐ 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 <u>上記該当あれば…… d</u>				
		☐ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 <u>上記該当あれば…… e</u>				

項目	細別	a	b	c	d	e	
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形（維持・修繕）	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%程度以内である。 ☐	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%程度以内である。 ☐	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。 ☒	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 ☐	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。 ☐	
		1 出来形管理項目 ☒ 有り ☐ 無し → c ↓ 2 出来形管理図 ☐ 有り ☒ 無し ※10点以上で作成 ↓ 3 ばらつき ☐ 概ね50%以内 → a ☐ 概ね80%以内 → b ☐ 規格値以内 → c ☐ 概ね50%以内 → b ☒ 規格値以内 → c				①出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②出来形とは、設計図書に示された工事事務物の形状及び寸法をいう。 ③出来形管理とは、「土木工事施工監理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、別に定める出来形管理項目や管理基準等に基づき評価を行うものとする。 ④出来形管理項目を設定していない工事は「C」評価とする。 ⑤工事内容等によりばらつきで評価できない場合は、規格値・基準値・設計値と測定した出来形寸法との差の大小など、測定値と許容値等の関係性をもってばらつき評価に代えても良い。 ⑥ばらつきの評価は出来形管理図によるものとし、その判断は別紙－4を参照する。	
		☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば……… d					
		☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。 上記該当あれば……… e					
	II 品質（維持・修繕）	a	b	c	d	e	
		☐ 適切である (6項目以上)	☐ ほぼ適切である (4～5項目)	☒ 他の事項に該当しない (4項目未満)	☐ 不適切であったため監督職員が文書で改善指示	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求	
		☐ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 ☐ 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 ☐ 監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど積極的に取り組んでいる。 ☐ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。 ☐ その他（理由） [] ☐ その他（理由） [] ☐ その他（理由） [] ☐ その他（理由） []					
		☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当あれば……… d					
		☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。 上記該当あれば……… e					

項目	細別	工 夫 事 項
5 創意 工夫	I 創意 工夫	【施工】 ☐ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 ☐ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 ☐ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 ☐ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 ☐ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 ☐ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 ☐ 照明などの視界の確保に関する工夫。 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 ☐ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 ☐ 支保工、型枠工、足場工、仮栈橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 ☐ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 ☐ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 ☐ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 ☐ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 ☐ I C T（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。（※本項目は２点の加点） ☐ 特殊な工法や材料を用いた工事。 ☐ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 ☐ 現場状況に基づくライフスタイルコストや維持管理に関する有益な提案や工夫。 【品質】 ☐ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 ☐ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 ☐ 鉄筋、P C ケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 ☐ 配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 ☐ 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 （※本項目は２点の加点） ☐ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。 （落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場、照明等安全施設等） ☐ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 ☐ 現場事務所、労務者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫。 ☐ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 ☐ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 ☐ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 ☐ 環境保全に関する工夫。 【その他】 ☐ その他（理由）（ ） ☐ その他（理由）（ ） ☐ その他（理由）（ ） ☐ その他（理由）（ ）
評点 _____ 点 ※１．特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 なお、該当があれば「その他」の項目を追加する。 ※２．評価は各項目において１つレ点が付されれば１点 （項目により２点）とし、最大７点の加点評価とする。		創意工夫の詳細評価

工事成績採点の考査項目別運用表

(土木工事編)

工事担当課長用

松本市

ver. 20250401
(ver. 20140401)
(ver. 20120401)
(ver. 20090410)
(ver. 20081225)

別紙－２① 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（土木）（工事担当課長）

項目	細別	a	b	c	d	e		
2 施工 状況	II 工程管理	☐ 優れている	☐ やや優れている	☒ 他の事項に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている		
	☐ 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 工程管理を適切に行ったことにより、夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 ☐ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 ☐ 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行うことに加え、他の模範となるような取組を実施した。 ☐ 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕を持って工事を完成させた。 ☐ 工事施行箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕を持って工事を完成させた。 ☐ 週休２日を確保する工程計画を立て、実現した。（☆） ☐ 週休２日を確保する工程計画を立て、完全週休２日を実現した。（☆） ☐ 設備更新等の工事において、機能停止期間の短縮など、工事による利用者への影響を軽減させた。 ☐ その他（理由） 評価 → ○ a ○ b ● c ○ d ○ e							
※判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a, b, c, d, e評価を行う。								
III 安全 対策		a	b	c	d	e		
	☐ 優れている	☐ やや優れている	☒ 他の事項に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている			
☐ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 ☐ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 ☐ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 ☐ 災害防止協議会等での活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 ☐ その他（理由） 評価 → ○ a ○ b ● c ○ d ○ e								
※判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a, b, c, d, e評価を行う。								
4 工事 特性	I 構造物の特殊性への対応	II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応	III 厳しい自然・地盤条件への対応	IV 長期工事における安全確保への対応	V 週休２日への取組み			
					合 計			
※１ 工事特性は、最大２０点の加点となります。 ※２ 監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。 I 構造物の特殊性への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1. ～ 3. に１つ以上の該当で４点 II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応・・・・・・ 4. ～10. に１つ以上の該当で６点 III 厳しい自然・地盤条件への対応・・・・・・・・・・・・・・ 11. ～17. に１つ以上の該当で４点 IV 長期工事における安全確保への対応・・・・・・・・・・・・ 18. ～19. に１つ以上の該当で６点 V 週休２日への取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20. に該当で３点、21. に該当で６点 ※工事特性は、最大２０点の加点とする。								

別紙－２② 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（土木）（工事担当課長）

4 工事 特性	I 施工条件等への対応	I 構造物の特殊性への対応	1. ～ 3. に 1 つ以上レ点が付けば 4 点の加点とする。
		☐ 1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事 - 切土の土工量：20万m³以上、盛土の土工量：15万m³以上 （農地・農業用施設の切土；5万m³、盛土；5万m³）、護岸・築堤の高さ：10m以上、 樋門・樋管の内空断面積：15m²以上、排水機場の吐出管径：2000mm以上、 揚水機場の吐出管径：350mm以上、流路工の計画高水流量：500m³以上、 地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上 （農地・農業用施設：幅50m以上、又は法長80m以上）、 橋梁下部工の高さ：30m以上、橋梁上部工の最大支間長：100m以上等が該当 ☐ 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 - 砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事 補修工事などにおいて、不可視部分等の状況に応じて工法の再検討が必要な工事 - 鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事 - 供用中の道路トンネルの拡幅工事 - 供用中の幹線水路及び隧道等の補修工事 ☐ 3. その他 - その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事、 - その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事、 - 地山強度が低い又は土被りが薄いため、F E M解析などによる検討が必要な工事	
		II 都市部等の作業環境社会条件等への対応	4. ～ 10. に 1 つ以上レ点が付けば 6 点の加点とする。
		☐ 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 - 使用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事 - 市街地の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事 - 監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事 ☐ 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 - ガス管・水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事 - 地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事 - 農家等地元との調整を要した工事 - そのほか特に各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事 ☐ 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 - 市街地での夜間工事 - D I D地区での工事 ☐ 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事 - 日交通量が概ね 1 万台以上の道路で片側交通規制をした工事 - 工事期間中の大半にわたって、交通解放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事 ☐ 8. 緊急時に対応が特に必要な工事 - 事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事で、2 4 時間対応の施工等により早期の完成が求められる工事 ☐ 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事 - 作業現場が広範囲に分布している工事（農地の区画整理については、5ha以上） ☐ 10. その他 - 施工ヤードの広さや高さ制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事 その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事	

別紙ー2③ 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（土木）（工事担当課長）

4 工事 特性	I 施工 条件 等 への 対応	Ⅲ 厳しい自然・地盤 条件への対応		11. ～15. に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。
		☐ 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 - 河川内の橋脚工事において地下水が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事 - 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事 - 施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事		
		☐ 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 - 積雪・寒冷が特に厳しい地域で、雪氷の除去などへの対応が必要となった工事 - 河川区域内のため、設計書で計上する以上に不稼働日が多く、主に作業船を使用する工事 - 潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事		
		☐ 13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事、もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）		
		☐ 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事		
		☐ 15. 当初発注時で予期しえなかった土質、地下水等の条件により大幅な変更対応が必要となった工事 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、適切な「設計協議」を実施し、施工方法工程等が評価できる工事		
		☐ 16. 維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事 維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事		
		☐ 17. その他 - その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事 - その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事 - その他、技術的に特殊な現場条件への対応が必要であった工事		
		Ⅳ 長期工事における 安全確保への対応		18. ～19. に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。
		☐ 18. 12ヶ月を超える工期で事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く。） ただし、文書注意に至らない事故は除く		
		☐ 19. その他		
		V 週休2日への取組 み		20. のみで3点の加点、両方にレ点が付けば6点の加点とする。
		☐ 20. 週休2日を確保する工程計画を立て、週休2日を実施した。（3点）		
		☐ 21. 週休2日を確保する工程計画を立て、完全週休2日を実施した。（3点）		

別紙－２④ 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（土木）（工事担当課長）

6 社会性等	I 地域への貢献等	a	a'	b	b'	c																				
		☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☒ 他の評価に該当しない																				
☐ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ☐ 定期的に広報紙の配布や現場見学会を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 ☐ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 週休2日を確保するために、特筆すべき取り組みを行った。 （道路利用者、地域住民等への周知説明、下請会社等の調整） ☐ SNS等を活用して、当該事業・工事の意義や当該工事で活用した新工法等について広く発信した。 ☐ その他（理由）（ ）																										
評価 → <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>☐ a</td> <td>☐ a'</td> <td>☐ b</td> <td>☐ b'</td> <td>☒ c</td> </tr> </table>							☐ a	☐ a'	☐ b	☐ b'	☒ c															
☐ a	☐ a'	☐ b	☐ b'	☒ c																						
※判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a, a', b, b', c評価を行う。（d, eは無し）																										
項目	法令遵守等の該当項目一覧表																									
7 法令遵守等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>措 置 内 容</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☐ 1. 指名停止3ヶ月以上</td> <td>-20 点</td> </tr> <tr> <td>☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td>-15 点</td> </tr> <tr> <td>☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td>-13 点</td> </tr> <tr> <td>☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td> <td>-10 点</td> </tr> <tr> <td>☐ 5. 文書注意相当</td> <td>-8 点</td> </tr> <tr> <td>☐ 6. 口頭注意相当</td> <td>-5 点</td> </tr> <tr> <td>☐ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合</td> <td>-3 点</td> </tr> <tr> <td>☐ 8. その他 （理由： ）</td> <td>点</td> </tr> <tr> <td>☒ 該当項目なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ① 本評価項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。 ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。 ④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。 【上記で評価する場合の適応事例】 1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。 6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。 13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。						措 置 内 容	点数	☐ 1. 指名停止3ヶ月以上	-20 点	☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15 点	☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13 点	☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10 点	☐ 5. 文書注意相当	-8 点	☐ 6. 口頭注意相当	-5 点	☐ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	-3 点	☐ 8. その他 （理由： ）	点	☒ 該当項目なし	
措 置 内 容	点数																									
☐ 1. 指名停止3ヶ月以上	-20 点																									
☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15 点																									
☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13 点																									
☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10 点																									
☐ 5. 文書注意相当	-8 点																									
☐ 6. 口頭注意相当	-5 点																									
☐ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	-3 点																									
☐ 8. その他 （理由： ）	点																									
☒ 該当項目なし																										

工事成績採点の考査項目別運用表

(土木－維持・修繕編)

工事検査職員用

松本市

ver. 20250401
(ver. 20140401)
(ver. 20120401)
(ver. 20090410)
(ver. 20081225)

別紙－３① 工事成績採点の審査項目別運用表 (検査職員)

項目	細別	a	b	c	d	e
2	I 施工管理	☐ 優れている (90%以上)	☐ やや優れている (80%～90%)	☒ 他の評価に該当しない (80%未満)	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(10)						
「評価対象項目」 ☒ ☐ 契約書18条第1項第1号から5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 施工計画書が工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 ☒ ☐ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致している。 ☒ ☐ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 ☒ ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう保管していることが確認できる。 ☒ ☐ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で的確に整備していることが確認できる。 ☒ ☐ 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 工事関係書類を事前協議に基づき過不足無く作成していることが確認できる。 ☒ ☐ 社内の管理基準の設定、管理方法が工種毎に明確であり、その内容に基づき管理していることが確認できる。 ☒ ☐ 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業を、作業手順書やチェックリストにより適切に実施していることが確認できる。 ☐ ☐ その他 ()						
☐ 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記該当あれば… d						
☐ 施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当あれば… e						
3	I 出来形及び出来形維持修繕工事	☐ 優れている (50%+4項目)	☐ やや優れている (80%+3項目) (特例50%+4項目)	☒ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
	☐ a'	☐ b'				
		☐ bより優れている (50%+3項目)	☐ cより優れている (80%+2項目) (特例50%or4項目)			
【ばらつきの判定】 1 出来形管理項目 ☒ 有り ☐ 無し → c 2 出来形管理図 ☐ 有り ☒ 無し 3 ばらつき ☐ 概ね50%以内 → a～c ☐ 概ね80%以内 → b～c ☐ 規格値以内 → b'～c ☐ 概ね50%以内 → b～c ☒ 規格値以内 → b'～c						
【評価対象項目】 → 0 項目該当 ☐ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ 不可視部分の出来形が写真（監督員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。 ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ 出来形管理基準に定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ その他 ()						
☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば… d						
☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば… e						

①出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。

②出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。

③出来形管理とは、「土木工事施工監理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。

④出来形管理項目を設定していない工事は「C」評価とする。

⑤ばらつきの評価は「出来形管理図」を基に別紙－４により判断する。

⑥測点10点未満は出来形管理図は作成不要となるが、特例評価として加点する。

50%以内+4項目以上＝b
50%以内+3項目以下＝b'
4項目以上＝b'

項目	細別	a	b	c	d	e																																	
3	II 品質（維持・修繕工事） 出来形及び出来ばえ	☐ 優れている	☐ やや優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている																																	
		a'	a'																																				
		☐ bより優れている	☐ cより優れている																																				
		【ばらつきの判定】 ☒ 可 能 ☐ 不 可 能 ====> ☐ 50%以下 ☐ 80%以下 ☒ 80%を超える ※試験結果の打点数が少なく、管理図によるばらつきの判断が出来ない場合「不可能」とする。 【評価対象項目による判定】 ☐ 最大3工種にて評価（以降の該当するシートに評価内容を入力。） 選択した考査項目運用表 工種名 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> </table> 評価項目のうちチェックをした数 - 評価の対象項目とした数 - 比率 - ●該当しないシートは評価しないこと。 ☐ 主たる1工種だけで評価（以降の該当するシートに評価内容を入力） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> </table> 評価項目のうちチェックをした数 - 評価の対象項目とした数 - 比率 - ●該当しないシートは評価しないこと。 <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判定可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判定不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> <tr> <th rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">評価値</th> <th>90%以上</th> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <th>75%以上</th> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <th>60%以上</th> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <th>60%未満</th> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </table>												ばらつきで判定可能			ばらつきで判定不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上	a'	b	b'	b'	60%以上	b	b'	c	c	60%未満	b'	c
		ばらつきで判定可能			ばらつきで判定不可能																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える																																			
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																		
	75%以上	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		
☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d																																							
☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…e																																							
III	出来ばえ	a	b	c	d	e																																	
		☐ 優れている (0項目以上)	☐ やや優れている (0項目以上)	☐ 他の事項に該当しない場合 (0項目以上)	☐ 劣っている (-2項目以下)	/																																	
☐ 最大3工種にて評価 ※1項目しか工種を選択して いなくても率で評価するので注意 ☐ 主たる1工種だけで評価 評価項目のうちチェックをした数 - 評価の対象項目とした数 - 評価項目のうちチェックをした数 - 評価の対象項目とした数 -																																							

工事成績採点の考査項目別運用表

(土木工事編－解体工事)

監督職員用

松本市

ver. 20250401
(ver. 20140401)
(ver. 20120401)
(ver. 20090410)
(ver. 20081225)

項目	細別	a	b	c	d	e
1	I 施工体制一般	☐ 適切である (90%以上)	☐ ほぼ適切である (80%～90%)	☒ 他の事項に該当しない (80%未満)	☐ やや不備である	☐ 不適切である
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(11)				
		☒ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 ☒ ☐ 施工計画書を、工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出している。 ☒ ☐ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 ☒ ☐ 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。 ☒ ☐ 元請が下請の作業成果を検査している。 ☒ ☐ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 ☒ ☐ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 ☒ ☐ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 ☒ ☐ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 ☒ ☐ 機械設備、電気設備について、整作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 ☒ ☐ 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業における予期できない事象等に対応できる体制を整えている。 ☐ ☐ その他（理由） { }				
		☐ 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記該当あれば……… d				
		☐ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当あれば……… e				
	II 配置技術者（現場代理人等）	a	b	c	d	e
		☐ 適切である (90%以上)	☐ ほぼ適切である (80%～90%)	☒ 他の事項に該当しない (80%未満)	☐ やや不備である	☐ 不適切である
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(10)				
		【全体を評価する項目】 ☒ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。 ☒ ☐ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 【現場代理人を評価する項目】 ☒ ☐ 現場代理人が工事全体を把握している。 ☒ ☐ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなど必要な対応を行っている。 ☒ ☐ 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。 【監理（主任）技術者を評価する項目】 ☒ ☐ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 ☒ ☐ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 ☒ ☐ 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。 ☒ ☐ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 ☒ ☐ 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 ☐ ☐ その他（理由） { }				
		☐ 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記該当あれば……… d				
		☐ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当あれば……… e				

項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	☐ 適切である (90%以上)	☐ ほぼ適切である (80%～90%)	☒ 他の事項に該当しない (80%未満)	☐ やや不備である	☐ 不適切である
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(12)				
		☒ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。 ☒ ☐ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 ☒ ☐ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 ☒ ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 ☒ ☐ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☒ ☐ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☒ ☐ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 ☒ ☐ 指定材料の品質証明及び写真等を整理している。 ☒ ☐ 工事打合せ簿を、不足無く整理している。 ☒ ☐ 建設副産物の再利用等への取組みを適切に行っている。 ☒ ☐ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☒ ☐ 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業（作業手順や確認方法等）を適切に行っている。 ☐ ☐ その他（理由）〔 〕				
		☐ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記該当あれば……… d				
		☐ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当あれば……… e				
	Ⅱ 工程管理	☐ 適切である (90%以上)	☐ ほぼ適切である (80%～90%)	☒ 他の事項に該当しない (80%未満)	☐ やや不備である	☐ 不適切である
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(9)				
		☒ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 ☒ ☐ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 ☒ ☐ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 ☒ ☐ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 ☒ ☐ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 ☒ ☐ 工期の進捗を早めるための取組みを行なっている。 ☒ ☐ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 ☒ ☐ 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行っている。 ☒ ☐ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 ☐ ☐ その他（理由）〔 〕				
		☐ 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記該当あれば……… d				
		☐ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当あれば……… e				

項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工 状況	Ⅲ 安全 対策	☐ 適切である (90%以上)	☐ ほぼ適切である (80%～90%)	☒ 他の事項に該当しない (80%未満)	☐ やや不備である	☐ 不適切である
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(9)				
		☒ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 ☒ ☐ 災害防止協議会等を1回／月以上行っている。 ☒ ☐ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。 ☒ ☐ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 ☒ ☐ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ☒ ☐ 過積載防止に積極的に取り組んでいる。 ☒ ☐ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 ☒ ☐ 保安施設の設置及び監視を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 ☒ ☐ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 ☐ ☐ その他（理由） { }				
		☐ 安全管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 <u>上記該当あれば…… d</u>				
		☐ 安全管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 <u>上記該当あれば…… e</u>				
Ⅳ 対外 関係		☐ 適切である (90%以上)	☐ ほぼ適切である (80%～90%)	☒ 他の事項に該当しない (80%未満)	☐ やや不備である	☐ 不適切である
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(6)				
		☒ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。 ☒ ☐ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☒ ☐ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☒ ☐ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 ☒ ☐ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 ☒ ☐ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等にわかり易く周知している。 ☐ ☐ その他（理由） { }				
		☐ 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 <u>上記該当あれば…… d</u>				
		☐ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 <u>上記該当あれば…… e</u>				

項目	細別	a	b	c	d	e
3	I 出来形（解体工事）	☐ 適切である (90%以上)	☐ ほぼ適切である (80%～90%)	☒ 他の事項に該当しない (80%未満)	☐ 不適切であったため監督職員が文書で改善指示	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(10)				
		☒ ☐ 自社の管理基準を設定して、適切に管理している。 ☒ ☐ 自社の写真管理基準等を設定し、解体物の撤去前後の写真により、確実に撤去されたかを確認できる。 ☒ ☐ 解体物の材種毎に処理方法が確認できる。 ☒ ☐ 不可視部分における工作物の撤去状況及び残存工作物の状況を写真撮影している。 ☒ ☐ 解体物の材種毎に排出量、再資源化量、その他処分量が的確に確認できる。 ☒ ☐ 混合廃棄物を排出しない分別解体に積極的取組んでいる。（数量によらない） ☒ ☐ マニフェスト等の整備が適時、的確になされている。 ☒ ☐ 現場から搬出する解体物を搬出時に計量している。（原則として建築物） ☒ ☐ 現場から搬出する解体物を事前に検測を行っている。（原則として土木構造物） ☒ ☐ 埋め戻しが適切に行われている。 ☐ ☐ その他（理由） { }				
		☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 <u>上記該当あれば…… d</u>				
		☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。 <u>上記該当あれば…… e</u>				
	II 品質（解体工事）	a	b	c	d	e
		☐ 適切である (90%以上)	☐ ほぼ適切である (80%～90%)	☒ 他の事項に該当しない (80%未満)	☐ 不適切であったため監督職員が文書で改善指示	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(11)				
		☒ ☐ 施工計画書に定められた計画により管理されている。 ☒ ☐ 付着物の除去を積極的に行っている。 ☒ ☐ 解体資材の再資源化、又は、リユースや有価物化に積極的に取組んでいる。 ☒ ☐ 中間処理施設等への搬出状況について、写真などでの確に確認できる。 ☒ ☐ 埋設物の撤去状況及び記録が適切である。 ☒ ☐ 工事場所周辺の家屋調査等の記録が整備されている。 ☒ ☐ 事前に解体物の材料についてアスベスト等の含有の有無の確認を行っている。 ☒ ☐ アスベスト含有建材の撤去にあたり必要な安全措置等を行っている。 ☒ ☐ 騒音・振動・粉じん防止等の措置が適切に行われたことが確認できる。 ☒ ☐ 特別管理産業廃棄物の現場保管が適切に行われている。 ☒ ☐ 埋め戻し材の品質が適切である。 ☐ ☐ その他（理由） { }				
		☐ 処分量や残存物の確認等が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 <u>上記該当あれば…… d</u>				
		☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。 ☐ 特定建設資材の再資源化等が不備である。 <u>上記該当あれば…… e</u>				

項目	細別	工 夫 事 項
5 創意工夫	I 創意工夫	【施工】 ☐ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 ☐ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 ☐ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 ☐ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 ☐ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 ☐ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 ☐ 照明などの視界の確保に関する工夫。 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 ☐ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 ☐ 支保工、型枠工、足場工、仮栈橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 ☐ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 ☐ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 ☐ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 ☐ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 ☐ I C T（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。（※本項目は２点の加点） ☐ 特殊な工法や材料を用いた工事。 ☐ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 ☐ 現場状況に基づくライフスタイルコストや維持管理に関する有益な提案や工夫。 【品質】 ☐ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 ☐ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 ☐ 鉄筋、P C ケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 ☐ 配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 ☐ 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 （※本項目は２点の加点） ☐ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。 （落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場、照明等安全施設等） ☐ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 ☐ 現場事務所、労務者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫。 ☐ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 ☐ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 ☐ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 ☐ 環境保全に関する工夫。 【その他】 ☐ その他（理由）（ ） ☐ その他（理由）（ ） ☐ その他（理由）（ ） ☐ その他（理由）（ ）
評点 _____ 点 ※１．特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 なお、該当があれば「その他」の項目を追加する。 ※２．評価は各項目において１つレ点が付されれば１点 （項目により２点）とし、最大７点の加点評価とする。		創意工夫の詳細評価

工事成績採点の考査項目別運用表

(土木工事編)

工事担当課長用

松本市

ver. 20250401
(ver. 20140401)
(ver. 20120401)
(ver. 20090410)
(ver. 20081225)

別紙－２① 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（土木）（工事担当課長）

項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工 状況	II 工程管理	☐ 優れている	☐ やや優れている	☒ 他の事項に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
	☐ 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 工程管理を適切に行ったことにより、夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 ☐ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 ☐ 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行うことに加え、他の模範となるような取組を実施した。 ☐ 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕を持って工事を完成させた。 ☐ 工事施行箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕を持って工事を完成させた。 ☐ 週休２日を確保する工程計画を立て、実現した。（☆） ☐ 週休２日を確保する工程計画を立て、完全週休２日を実現した。（☆） ☐ 設備更新等の工事において、機能停止期間の短縮など、工事による利用者への影響を軽減させた。 ☐ その他（理由） 評価 → ☐ a ☐ b ☒ c ☐ d ☐ e					
※判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a, b, c, d, e評価を行う。						
III 安全 対策		a	b	c	d	e
	☐ 優れている	☐ やや優れている	☒ 他の事項に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている	
☐ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 ☐ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 ☐ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 ☐ 災害防止協議会等での活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 ☐ その他（理由） 評価 → ☐ a ☐ b ☒ c ☐ d ☐ e						
※判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a, b, c, d, e評価を行う。						
4 工事 特性	I 構造物の特殊性への対応	II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応	III 厳しい自然・地盤条件への対応	IV 長期工事における安全確保への対応	V 週休２日への取組み	
					合 計	
※１ 工事特性は、最大２０点の加点となります。 ※２ 監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。 I 構造物の特殊性への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1. ～ 3. に１つ以上の該当で４点 II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応・・・・・・ 4. ～10. に１つ以上の該当で６点 III 厳しい自然・地盤条件への対応・・・・・・・・・・・・・・ 11. ～17. に１つ以上の該当で４点 IV 長期工事における安全確保への対応・・・・・・・・・・・・ 18. ～19. に１つ以上の該当で６点 V 週休２日への取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20. に該当で３点、21. に該当で６点 ※工事特性は、最大２０点の加点とする。						

別紙－２② 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（土木）（工事担当課長）

4 工事 特性	I 施工条件等への対応	I 構造物の特殊性への対応	1. ～ 3. に 1 つ以上レ点が付けば 4 点の加点とする。
		☐ 1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事 - 切土の土工量：20万m³以上、盛土の土工量：15万m³以上 （農地・農業用施設の切土；5万m³、盛土；5万m³）、護岸・築堤の高さ：10m以上、樋門・樋管の内空断面積：15m²以上、排水機場の吐出管径：2000mm以上、揚水機場の吐出管径：350mm以上、流路工の計画高水流量：500m³以上、地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上 （農地・農業用施設：幅50m以上、又は法長80m以上）、橋梁下部工の高さ：30m以上、橋梁上部工の最大支間長：100m以上等が該当 ☐ 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 - 砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事 補修工事などにおいて、不可視部分等の状況に応じて工法の再検討が必要な工事 - 鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事 - 供用中の道路トンネルの拡幅工事 - 供用中の幹線水路及び隧道等の補修工事 ☐ 3. その他 - その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事、 - その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事、 - 地山強度が低い又は土被りが薄いため、F E M解析などによる検討が必要な工事	
		II 都市部等の作業環境社会条件等への対応	4. ～ 10. に 1 つ以上レ点が付けば 6 点の加点とする。
		☐ 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 - 使用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事 - 市街地の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事 - 監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事 ☐ 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 - ガス管・水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事 - 地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事 - 農家等地元との調整を要した工事 - そのほか特に各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事 ☐ 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 - 市街地での夜間工事 - D I D地区での工事 ☐ 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事 - 日交通量が概ね 1 万台以上の道路で片側交通規制をした工事 - 工事期間中の大半にわたって、交通解放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事 ☐ 8. 緊急時に対応が特に必要な工事 - 事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事で、2 4 時間対応の施工等により早期の完成が求められる工事 ☐ 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事 - 作業現場が広範囲に分布している工事（農地の区画整理については、5ha以上） ☐ 10. その他 - 施工ヤードの広さや高さ制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事 その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事	

別紙ー2③ 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（土木）（工事担当課長）

4 工事 特性	I 施工 条件 等 への 対応	Ⅲ 厳しい自然・地盤条件への対応 11. ～15. に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。
		☐ 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 - 河川内の橋脚工事において地下水が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事 - 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事 - 施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事 ☐ 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 - 積雪・寒冷が特に厳しい地域で、雪氷の除去などへの対応が必要となった工事 - 河川区域内のため、設計書で計上する以上に不稼働日が多く、主に作業船を使用する工事 - 潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事 ☐ 13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 - 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事、もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く） ☐ 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 - イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 ☐ 15. 当初発注時で予期しえなかった土質、地下水等の条件により大幅な変更対応が必要となった工事 - 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、適切な「設計協議」を実施し、施工方法工程等が評価できる工事 ☐ 16. 維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事 - 維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事 ☐ 17. その他 - その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事 - その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事 - その他、技術的に特殊な現場条件への対応が必要であった工事
		Ⅳ 長期工事における安全確保への対応 18. ～19. に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。 ☐ 18. 12ヶ月を超える工期で事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く。） ただし、文書注意に至らない事故は除く ☐ 19. その他
		Ⅴ 週休2日への取組み 20. のみで3点の加点、両方にレ点が付けば6点の加点とする。 ☐ 20. 週休2日を確保する工程計画を立て、週休2日を実施した。（3点） ☐ 21. 週休2日を確保する工程計画を立て、完全週休2日を実施した。（3点）

別紙－２④ 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（土木）（工事担当課長）

6 社会性等	I 地域への貢献等	a	a'	b	b'	c																				
		☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☒ 他の評価に該当しない																				
☐ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ☐ 定期的に広報紙の配布や現場見学会を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 ☐ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 週休2日を確保するために、特筆すべき取り組みを行った。 （道路利用者、地域住民等への周知説明、下請会社等の調整） ☐ SNS等を活用して、当該事業・工事の意義や当該工事で活用した新工法等について広く発信した。 ☐ その他（理由） 評価 → <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>☐ a</td> <td>☐ a'</td> <td>☐ b</td> <td>☐ b'</td> <td>☒ c</td> </tr> </table>							☐ a	☐ a'	☐ b	☐ b'	☒ c															
☐ a	☐ a'	☐ b	☐ b'	☒ c																						
※判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a, a', b, b', c 評価を行う。（d, e は無し）																										
項目	法令遵守等の該当項目一覧表																									
7 法令遵守等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>措 置 内 容</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☐ 1. 指名停止3ヶ月以上</td> <td>-20 点</td> </tr> <tr> <td>☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td>-15 点</td> </tr> <tr> <td>☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td>-13 点</td> </tr> <tr> <td>☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td> <td>-10 点</td> </tr> <tr> <td>☐ 5. 文書注意相当</td> <td>-8 点</td> </tr> <tr> <td>☐ 6. 口頭注意相当</td> <td>-5 点</td> </tr> <tr> <td>☐ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合</td> <td>-3 点</td> </tr> <tr> <td>☐ 8. その他 (理由:)</td> <td>点</td> </tr> <tr> <td>☒ 該当項目なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ① 本評価項目（7. 法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。 ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。 ④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。 【上記で評価する場合の適応事例】 1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。 6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。 13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。						措 置 内 容	点数	☐ 1. 指名停止3ヶ月以上	-20 点	☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15 点	☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13 点	☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10 点	☐ 5. 文書注意相当	-8 点	☐ 6. 口頭注意相当	-5 点	☐ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	-3 点	☐ 8. その他 (理由:)	点	☒ 該当項目なし	
措 置 内 容	点数																									
☐ 1. 指名停止3ヶ月以上	-20 点																									
☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15 点																									
☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13 点																									
☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10 点																									
☐ 5. 文書注意相当	-8 点																									
☐ 6. 口頭注意相当	-5 点																									
☐ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	-3 点																									
☐ 8. その他 (理由:)	点																									
☒ 該当項目なし																										

工事成績採点の考査項目別運用表

(土木－解体工事編)

工事検査職員用

松本市

ver. 20250401
(ver. 20140401)
(ver. 20120401)
(ver. 20090410)
(ver. 20081225)

別紙-3① 工事成績採点の審査項目別運用表

(検査職員)

項目	細別	a	b	c	d	e
2	I 施工管理	☐ 優れている (90%以上)	☐ やや優れている (80%～90%)	☒ 他の評価に該当しない (80%未満)	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
	状況	評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(10) 「評価対象項目」 ☒ ☐ 契約書18条第1項第1号から5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 施工計画書が工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 ☒ ☐ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致している。 ☒ ☐ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 ☒ ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう保管していることが確認できる。 ☒ ☐ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で的確に整備していることが確認できる。 ☒ ☐ 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 工事関係書類を事前協議に基づき過不足無く作成していることが確認できる。 ☒ ☐ 社内の管理基準の設定、管理方法が工種毎に明確であり、その内容に基づき管理していることが確認できる。 ☒ ☐ 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業を、作業手順書やチェックリストにより適切に実施していることが確認できる。 ☐ ☐ その他 () ☐ 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記該当あれば… d ☐ 施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当あれば… e				
3	I 出来形及び出来形(解体工事)	a	b	c	d	e
		☐ 優れている (90%以上)	☐ やや優れている (70～80%)	☒ 他の評価に該当しない (60%未満)	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
		a'	b'			
		☐ bより優れている (80～90%)	☐ cより優れている (60～70%)			
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(10) 【評価対象項目】 ☒ ☐ 自社の管理基準を設定して、適切に管理している。 ☒ ☐ 自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。 ☒ ☐ 解体物の材種毎に処理方法が確認できる。 ☒ ☐ 不可視部分における工作物の撤去状況及び残存工作物の状況を写真撮影（監督員等が臨場した箇所は除く）している。 ☒ ☐ 解体物の材種毎に排出量、再資源化量、その他処分量が的確に確認できる。 ☒ ☐ 混合廃棄物を排出しない分別解体に積極的に取り組んでいる。 ☒ ☐ 現場から搬出する解体物を搬出時に計量している。（原則として建築物） ☒ ☐ 現場から搬出する解体物を事前に検測を行っている。（原則として土木構造物） ☒ ☐ 埋め戻しが適切に行われたことが確認できる記録が整備されている。 ☐ ☐ その他 () ☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d ☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…e				

別紙－３② 工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 運 用 表

(検査職員)

項目	細別	a	b	c	d	e																													
Ⅲ 出来形及び出来ばえ	Ⅱ 品質（解体工事）	☐ 優れている	☐ やや優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている																													
		a'	a'																																
		☐ bより優れている	☐ cより優れている																																
		【ばらつきの判定】 品質管理図によるばらつき具合 ☒ 可能 ☐ 不可能 =====> ☐ 50%以下 ☐ 80%以下 ☒ 80%を超える ※試験結果の打点数が少なく、管理図によるばらつきの判断が出来ない場合「不可能」とする。 【評価対象項目による判定】 ☐ 最大3工種にて評価（以降の該当するシートに評価内容を入力。） 選択した考查項目運用表 工種名 評価項目のうちチェックをした数 - 評価の対象項目とした数 - 比率 - ●該当しないシートは評価しないこと。 ☐ 主たる1工種だけで評価（以降の該当するシートに評価内容を入力） 評価項目のうちチェックをした数 - 評価の対象項目とした数 - 比率 - ●該当しないシートは評価しないこと。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判定可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判定不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> <tr> <th rowspan="4">評価値</th> <th>90%以上</th> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <th>75%以上</th> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <th>60%以上</th> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <th>60%未満</th> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </table> ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…e								ばらつきで判定可能			ばらつきで判定不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上	a'	b	b'	b'	60%以上	b	b'	c	c	60%未満	b'	c
		ばらつきで判定可能			ばらつきで判定不可能																														
		50%以下	80%以下	80%を超える																															
評価値	90%以上	a	a'	b	b																														
	75%以上	a'	b	b'	b'																														
	60%以上	b	b'	c	c																														
	60%未満	b'	c	c	c																														
Ⅲ 出来ばえ		a	b	c	d	e																													
		☐ 優れている (0項目以上)	☐ やや優れている (0項目以上)	☐ 他の事項に該当しない場合 (0項目以上)	☐ 劣っている (-2項目以下)	/																													
		☐ 最大3工種にて評価 ※1項目しか工種を選択して いなくても率で評価するので注意		評価項目のうちチェックをした数 - 評価の対象項目とした数 -																															
		☐ 主たる1工種だけで評価		評価項目のうちチェックをした数 - 評価の対象項目とした数 -																															

項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	II 品質（コンクリート構造物工事）	☐ 優れている	☐ やや優れている (90%以上)	☐ 他の評価に該当しない (75%未満)	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
		a'	b'			
		☐ bより優れている	☐ cより優れている (75%～90%)			
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(14)				
「評価対象項目」 ☒ ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行われており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位推量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 ☒ ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の試験結果が確認できる。 ☒ ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☒ ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） ☒ ☐ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☒ ☐ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 ☒ ☐ コンクリート打設までにさび、泥、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。また、付着した場合は、除去されている。 ☒ ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☒ ☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ スペースの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ 有害なクラックが無い。 ☒ ☐ 止水版及び目地が適正に行われていることが確認できる。 ☐ ☐ その他（理由： ）						
☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d						
☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…e						
III 出来ばえ		a	b	c	d	e
		☐ 優れている (5項目以上)	☐ やや優れている (4項目該当)	☒ 他の事項に該当しない場合 (3項目該当)	☐ 劣っている (2項目以下)	
0 項目該当 ☒ ☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☒ ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☒ ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☒ ☐ クラックがない。 ☒ ☐ 漏水がない。 ☒ ☐ 全体的な美観が良い。						

項目	細別	a	b	c	d	e	
3 出来形及び出来ばえ	Ⅱ 品質（土工・盛土・築堤等工事）	☐ 優れている	☐ やや優れている (90%以上)	☒ 他の評価に該当しない (75%未満)	☐ やや劣っている	☐ 劣っている	
		a'	b'				
		☐ bより優れている	☐ cより優れている (75%～90%)				
	評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(10)						
	「評価対象項目」 ☒ ☐ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 ☒ ☐ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 ☒ ☐ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 ☒ ☐ 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。C B R試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 法面に有害な亀裂が無い。 ☒ ☐ 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ その他（理由：						
	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 <u>上記該当があれば…d</u>						
	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 <u>上記該当があれば…e</u>						
	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d	e	
		☐ 優れている (9項目以上)	☐ やや優れている (7項目以上)	☒ 他の事項に該当しない場合 (5項目以上)	☐ 劣っている (4項目以下)		
		11 項目中 0 項目該当					
[盛土・築堤工事等] ☒ ☐ 仕上げが良い。 ☒ ☐ 通りが良い。 ☒ ☐ 天端及び端部の仕上げが良い。 ☒ ☐ 構造物へのすりつけなどが良い。 ☒ ☐ 全体的な美観が良い。 ※ 該当4項目以上 …… a ※ 該当3項目 …… b ※ 該当2項目 …… c ※ 該当1項目以下 …… d							
[切土工事] ☒ ☐ 規定された勾配が確保されている。 ☒ ☐ 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 ☒ ☐ 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 ☒ ☐ 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 ☒ ☐ 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 ☒ ☐ 全体的な美観が良い。 ※ 該当5項目以上 …… a ※ 該当4項目以上 …… b ※ 該当3項目 …… c ※ 該当2項目以下 …… d							

項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	II 品質（護岸・根固・水制工事）	☐ 優れている	☐ やや優れている (90%以上)	☐ 他の評価に該当しない (75%未満)	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
		a'	b'			
		☐ bより優れている	☐ cより優れている (75%～90%)			
	評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(14)					
「評価対象項目」 ☒ ☐ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 ☒ ☐ 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。 ☒ ☐ 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。 ☒ ☐ 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 ☒ ☐ コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。 ☒ ☐ 施工にあたって、床堀箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。 ☒ ☐ 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ ☐ その他（理由：						
☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d						
☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…e						
III 出来ばえ		a	b	c	d	e
		☐ 優れている (4項目該当)	☐ やや優れている (3項目該当)	☒ 他の事項に該当しない場合 (2項目以下)	☐ 劣っている (1項目以下)	
0 項目該当						
☒ ☐ 通りがよい。 ☒ ☐ 材料のかみ合わせがよく、クラックがない。 ☒ ☐ 天端及び端部の仕上げが良い。 ☒ ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☒ ☐ 全体的な美観が良い。						

項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	II 品質（鋼橋工事（RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる））	☐ 優れている	☐ やや優れている (90%以上)	☐ 他の評価に該当しない (75%未満)	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
		a'	b'			
		☐ bより優れている	☐ cより優れている (75%～90%)			
	評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(19)					
	「評価対象項目」 【工場製作関係】 ☒ ☐ 鋼材の種別、品質を適切に管理している。 ☒ ☐ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 ☒ ☐ 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 ☒ ☐ 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 ☒ ☐ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 ☒ ☐ 素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 ☒ ☐ 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 ☒ ☐ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 ☐ ☐ その他（理由： ）					
	【架設関係】 ☒ ☐ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 ☒ ☐ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 ☒ ☐ 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。 ☒ ☐ 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。 ☒ ☐ 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。 ☒ ☐ 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。 ☒ ☐ 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ その他（理由： ）					
	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d					
	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…e					
	III 出来ばえ	a	b	c	d	e
		☐ 優れている (4項目以上)	☐ やや優れている (3項目該当)	☒ 他の事項に該当しない場合 (2項目該当)	☐ 劣っている (1項目以下)	
0 項目該当						
☒ ☐ 表面に補修箇所が無い。 ☒ ☐ 部材表面に傷及び錆が無い。 ☒ ☐ 溶接に均一性がある。 ☒ ☐ 塗装に均一性がある。 ☒ ☐ 全体的な美観が良い。						

項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	II 品質 (舗装工事)	☐ 優れている	☐ やや優れている (90%以上)	他の評価に該当し ☒ ない (75%未満)	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
		a'	b'			
		☐ bより優れている	☐ cより優れている (75%～90%)			
	評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(23)					
	【路床・路盤工関係】					
	☒ ☐ 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。 ☒ ☐ 路床及び路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。 ☒ ☐ 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ☒ ☐ 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。 ☒ ☐ 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。 ☒ ☐ その他(理由：)					
	【アスファルト舗装工関係】					
	☒ ☐ アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。 ☒ ☐ 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮石などの有害物を除去していることが確認できる。 ☒ ☐ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 ☒ ☐ 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。 ☒ ☐ 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。 ☒ ☐ 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ その他(理由：)					
	【コンクリート舗装工関係】					
	☒ ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☒ ☐ 舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ☒ ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☒ ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☒ ☐ 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。 ☒ ☐ チェア及びバイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。 ☐ ☐ その他(理由：)					
☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 <i>該当すれば…d</i>						
☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 <i>該当すれば…e</i>						
III 出来ばえ		a	b	c	d	e
		☐ 優れている (5項目以上)	☐ やや優れている (4項目該当)	☒ 他の事項に該当しない場合 (3項目該当)	☐ 劣っている (2項目以下)	
0 項目該当						
☒ ☐ 舗装の平坦性が良い。 ☒ ☐ 構造物の通りが良い。 ☒ ☐ 端部処理が良い。 ☒ ☐ 構造物へのすりつけ等が良い。 ☒ ☐ 雨水処理が良い。 ☒ ☐ 全体的な美観が良い。						

項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	II 品質（法面工事）	☐ 優れている	☐ やや優れている (90%以上)	他の評価に該当し ■ ない (75%未満)	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
		a'	b'			
		☐ bより優れている	☐ cより優れている (75%～90%)			
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(27)				
	【共通】					
	☒ ☐ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係）					
	☒ ☐ 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。					
	☒ ☐ 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。					
	☒ ☐ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。					
	☐ ☐ その他（理由：_____）					
【種子吹付工、客土吹付工、厚層基材吹付工関係】						
☒ ☐ 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。						
☒ ☐ ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。						
☒ ☐ ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。						
☒ ☐ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。						
☒ ☐ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。						
☒ ☐ 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。						
☐ ☐ その他（理由：_____）						
【コンクリート又はモルタル吹付工関係】						
☒ ☐ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。						
☒ ☐ 金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる。						
☒ ☐ 金網が破損を生じていないことが確認できる。						
☒ ☐ 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。						
☒ ☐ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。						
☒ ☐ 吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工し、層間にはく離が生じないように施工していることが確認できる。						
☒ ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。						
☒ ☐ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。						
☒ ☐ 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。						
【現場打法枠工関係（プレキャスト法枠工含む）】						
☒ ☐ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。						
☒ ☐ アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。						
☒ ☐ 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。						
☒ ☐ 強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。						
☒ ☐ 枠内に空隙がないことが確認できる。						
☒ ☐ 枠内に空隙が無いことが確認できる。						
☒ ☐ 層間にはく離が無いことが確認できる。						
☒ ☐ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。						
☐ ☐ その他（理由：_____）						
☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。該当すれば…d						
☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。該当すれば…e						
III 出来ばえ		a	b	c	d	e
		☐ 優れている (3項目以上)	☐ やや優れている (2項目該当)	☒ 他の事項に該当しない場合 (1項目該当)	☐ 劣っている (該当なし)	
	0 項目該当					
☒ ☐ 通りが良い。						
☒ ☐ 植生、吹付等の状態が均一である。						
☒ ☐ 端部処理が良い。						
☒ ☐ 全体的な美観が良い。						

項目	細別	a	b	c	d	e	
3 出来形及び出来ばえ	II 品質（基礎工事（地盤改良工事を含む））	☐ 優れている	☐ やや優れている (90%以上)	☐ 他の評価に該当しない (75%未満)	☐ やや劣っている	☐ 劣っている	
		a'	b'				
		☐ bより優れている	☐ cより優れている (75%～90%)				
	評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(17)						
	「評価対象項目」 【杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等）】 ☒ ☐ 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。 ☒ ☐ 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。 ☒ ☐ 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。 ☒ ☐ 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。 ☒ ☐ 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入して施工していることが確認できる。 ☒ ☐ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ 配筋、スパーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 ☒ ☐ 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。 ☒ ☐ 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。 ☒ ☐ その他（理由： ） 【地盤改良関係】 ☒ ☐ 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 ☒ ☐ 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。 ☐ ☐ その他（理由： ）						
	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d						
	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…e						
	III 出来ばえ		a	b	c	d	e
			☐ 優れている (3項目以上)	☐ やや優れている (2項目該当)	☒ 他の事項に該当しない場合 (1項目該当)	☐ 劣っている (該当なし)	
		0 項目該当					
☒ ☐ 土工関係の仕上がりが良い。 ☒ ☐ 通りが良い。 ☒ ☐ 端部及び天端の仕上がりが良い。 ☒ ☐ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ※地盤改良はb評価以下とする。（最大2項目までの選択を行う。）							

項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	II 品質 (コンクリート橋工事 (P・C・Rを含む))	☐ 優れている	☐ やや優れている (90%以上)	☐ 他の評価に該当しない (75%未満)	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
		a'	b'			
		☐ bより優れている	☐ cより優れている (75%～90%)			
	評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(17)					
	「評価対象項目」					
	☒ ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。					
	☒ ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。					
	☒ ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。					
	☒ ☐ コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。					
	☒ ☐ 鉄筋の品質を、適切に管理していることが確認できる。					
☒ ☐ 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。						
☒ ☐ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。						
☒ ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。						
☒ ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。						
☒ ☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。						
☒ ☐ スペースの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。						
☒ ☐ プレベーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。						
☒ ☐ 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。						
☒ ☐ P・C鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。						
☒ ☐ プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。						
☒ ☐ コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。						
☒ ☐ 有害なクラックが無い。						
☐ ☐ その他(理由:)						
☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d						
☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…e						
III 出来ばえ		a	b	c	d	e
		☐ 優れている (5項目以上)	☐ やや優れている (4項目該当)	☒ 他の事項に該当しない場合 (3項目該当)	☐ 劣っている (2項目以下)	
	0 項目該当					
☒ ☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。						
☒ ☐ コンクリート構造物の通りが良い。						
☒ ☐ 天端及び端部の仕上がりが良い。						
☒ ☐ 支承部の仕上がりが良い。						
☒ ☐ クラックが無い。						
☒ ☐ 全体的な美観が良い。						

項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	II 品質（塗装工事）	☐ 優れている	☐ やや優れている (90%以上)	☐ 他の評価に該当しない (75%未満)	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
		a'	b'			
		☐ bより優れている	☐ cより優れている (75%～90%)			
	評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(9)					
	「評価対象項目」 ☒ ☐ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 ☒ ☐ ケレンを入念に実施していることが確認できる。 ☒ ☐ 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 ☒ ☐ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 ☒ ☐ 塗に残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 ☒ ☐ 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 ☒ ☐ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 ☐ ☐ その他（理由：					
	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d					
	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…e					
	III 出来ばえ	a	b	c	d	e
		☐ 優れている (4項目該当)	☐ やや優れている (3項目該当)	☒ 他の事項に該当しない場合 (2項目該当)	☐ 劣っている (1項目以下)	
	0 項目該当					
☒ ☐ 塗装の均一性が良い。 ☒ ☐ 細部まできめ細かな施工がされている。 ☒ ☐ 補修箇所がない。 ☒ ☐ ケレンの施工状況が良好である。 ☒ ☐ 全体的な美観が良い。						

項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	II 品質 (植栽工事)	☐ 優れている	☐ やや優れている (90%以上)	☒ 他の評価に該当しない (75%未満)	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
		a'	b'			
		☐ bより優れている	☐ cより優れている (75%～90%)			
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(8)				
		「評価対象項目」 ☒ ☐ 活着が促されるよう管理していることが確認できる。 ☒ ☐ 樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 樹木等の生育に害のある害虫等がいらないことが確認できる。 ☒ ☐ 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。 ☒ ☐ 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を堀り植穴底部を耕していることが確認できる。 ☒ ☐ 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 ☒ ☐ 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。 ☐ ☐ その他（理由：				
	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d					
	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…e					
III 出来ばえ		a	b	c	d	e
	☐ 優れている (3項目以上)	☐ やや優れている (2項目該当)	☒ 他の事項に該当しない場合 (1項目該当)	☐ 劣っている (該当項目なし)		
	0 項目該当					
	☒ ☐ 樹木の活着状況が良い。 ☒ ☐ 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 ☒ ☐ 支柱の取り付けが堅固である。 ☒ ☐ 全体的な美観が良い。					

項目	細別	a	b	c	d	e	
3 出来形及び出来ばう	II 品質（防護柵・標識・区画線等設置工事）	☐ 優れている	☐ やや優れている (90%以上)	☒ 他の評価に該当しない (75%未満)	☐ やや劣っている	☐ 劣っている	
		a'	b'				
		☐ bより優れている	☐ cより優れている (75%～90%)				
	評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(15)						
	☒ ☐ 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。						
	☒ ☐ 防護柵等の床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。						
	☒ ☐ 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。						
	☒ ☐ 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。						
	☒ ☐ 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。						
	☒ ☐ 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。						
☒ ☐ ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。							
☒ ☐ ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。							
☒ ☐ ペイント式(常温式)区画線に使用するシナーの使用量が、10%以下であることが確認できる。							
☒ ☐ 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
☒ ☐ 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
☒ ☐ 区画線の施工にあたって設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。							
☒ ☐ 区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。							
☒ ☐ プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。							
☒ ☐ 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。							
☐ ☐ その他（理由： ）							
☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d							
☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…e							
III 出来ばえ		a	b	c	d	e	
		☐ 優れている (13項目以上)	☐ やや優れている (10項目以上)	☒ 他の事項に該当しない場合 (7項目以上)	☐ 劣っている (6項目以下)		
	16 項目中 0 項目該当						
	防護柵設置工事						
	☒ ☐ 通りが良い。						
	☒ ☐ 端部処理が良い。						
	☒ ☐ 部材表面に傷及び錆が無い。						
	☒ ☐ 既設構造物等とのすりつけが良い。						
	☒ ☐ きめ細やかに施工されている。						
	☒ ☐ 全体的な美観が良い。						
標識設置工事							
☒ ☐ 設置位置に配慮がある。							
☒ ☐ 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。							
☒ ☐ 標識板の支柱に変色が無い。							
☒ ☐ 支柱基礎が入念に埋め戻されている。							
☒ ☐ 全体的な美観が良い。							
区画線設置工事							
☒ ☐ 塗料の塗布が均一である。							
☒ ☐ 視認性が良い。							
☒ ☐ 接着状態が良い。							
☒ ☐ 施工前の清掃が入念に実施されている。							
☒ ☐ 全体的な美観が良い。							

項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	II 品質 (電線共同溝工事)	☐ 優れている	☐ やや優れている (90%以上)	☐ 他の評価に該当しない (75%未満)	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
		a'	b'			
		☐ bより優れている	☐ cより優れている (75%～90%)			
	評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(10)					
	「評価対象項目」 ☒ ☐ 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。 ☒ ☐ 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。 ☒ ☐ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。 ☒ ☐ 特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上がっていることが確認できる。 ☒ ☐ 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。 ☒ ☐ 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。 ☒ ☐ 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ その他（理由：					
	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d					
	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…e					
	III 出来ばえ	a	b	c	d	e
		☐ 優れている (3項目以上)	☐ やや優れている (2項目該当)	☒ 他の事項に該当しない場合 (1項目該当)	☐ 劣っている (該当項目なし)	
		0 項目該当				
☒ ☐ 歩道及び車道の舗装(含、仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 ☒ ☐ プレキャストコンクリートブロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 ☒ ☐ 施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さが伺える。 ☒ ☐ 全体的な美観が良い。						

項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	II 品質（コンクリート構造物工事）	☐ 優れている	☐ やや優れている (90%以上)	☐ 他の評価に該当しない (75%未満)	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
		a'	b'			
		☐ bより優れている	☐ cより優れている (75%～90%)			
	評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(14)					
「評価対象項目」 ☒ ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行われており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位推量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 ☒ ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の試験結果が確認できる。 ☒ ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☒ ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） ☒ ☐ 吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ 設計図書に定められた岩区分（支保工パターン含む）の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ 計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 金網の継ぎ目を15cm以上重ね合わせて施工していることが確認できる。 ☒ ☐ 吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが15cm以下で地山と密着するように施工していることが確認できる。 ☒ ☐ 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。 ☒ ☐ ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継ぎが同一線上で施工していないことが確認できる。 ☐ ☐ その他（理由： ）						
☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d						
☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…e						
III 出来ばえ		a	b	c	d	e
		☐ 優れている (5項目以上)	☐ やや優れている (4項目該当)	☒ 他の事項に該当しない場合 (3項目該当)	☐ 劣っている (2項目以下)	
0 項目該当						
☒ ☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☒ ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☒ ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☒ ☐ クラックがない。 ☒ ☐ 漏水がない。 ☒ ☐ 全体的な美観が良い。						

項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	II 品質（維持工事・修繕工事）	☐ 優れている	☐ やや優れている (90%以上)	☐ 他の評価に該当しない (75%未満)	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
		a'	b'			
		☐ bより優れている	☐ cより優れている (75%～90%)			
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(12)				
	「評価対象項目」	【維持工事（清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等）】 ☒ ☐ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☒ ☐ 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☒ ☐ 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。 ☒ ☐ その他（理由：） ☒ ☐ その他（理由：） ☒ ☐ その他（理由：） ☒ ☐ その他（理由：） 【修繕工事（橋脚補強、耐震補強、落橋防止等）】 ☒ ☐ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☒ ☐ 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☒ ☐ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ その他（理由：） ☐ ☐ その他（理由：） ☐ ☐ その他（理由：） ☐ ☐ その他（理由：）				
☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…e						
III 出来ばえ		a	b	c	d	e
		☐ 優れている (3項目以上)	☐ やや優れている (2項目該当)	☒ 他の事項に該当しない場合 (1項目該当)	☐ 劣っている (該当なし)	
	0 項目該当					
☒ ☐ 小構造物等にも注意が払われている。 ☒ ☐ きめ細かな施工がなされている。 ☒ ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☒ ☐ 全体的な美観が良い。						

維持工事、修繕工事とも記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。ただし、評価対象項目は最大8項目とする。

項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	II 品質（機械設備工事）	☐ 優れている	☐ やや優れている (90%以上)	☒ 他の評価に該当しない (75%未満)	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
		a'	b'			
		☐ bより優れている	☐ cより優れている (75%～90%)			
	評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(19)					
「評価対象項目」 ☒ ☐ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。 ☒ ☐ 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。 ☒ ☐ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。 ☒ ☐ 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。 ☒ ☐ 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 ☒ ☐ 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 ☒ ☐ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、正常に作動することが確認できる。 ☒ ☐ 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。 ☒ ☐ 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。 ☒ ☐ 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。 ☒ ☐ 完成図書(取扱説明書)に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。 ☒ ☐ 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。 ☒ ☐ 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。 ☒ ☐ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。 ☒ ☐ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。 ☒ ☐ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。 ☒ ☐ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。 ☒ ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☒ ☐ 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐ ☐ その他（理由： ）						
☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d						
☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…e						
III 出来ばえ		a	b	c	d	e
		☐ 優れている (4項目以上)	☐ やや優れている (3項目該当)	☒ 他の事項に該当しない場合 (2項目該当)	☐ 劣っている (1項目以下)	
	0 項目該当					
☒ ☐ 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い ☒ ☐ きめ細かな施工がなされている。 ☒ ☐ 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 ☒ ☐ 溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 ☒ ☐ 全体的な美観が良い。						

項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	II 品質（電気設備工事）	☐ 優れている	☐ やや優れている (90%以上)	☒ 他の評価に該当しない (75%未満)	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
		a'	b'			
		☐ bより優れている	☐ cより優れている (75%～90%)			
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(14)				
「評価対象項目」 ☒ ☐ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。 ☒ ☐ 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。 ☒ ☐ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。 ☒ ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 ☒ ☐ 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 ☒ ☐ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。 ☒ ☐ 設備全体についての取扱説明書を適切に作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。 ☒ ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 ☒ ☐ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 ☒ ☐ 障害、災害発生を想定した代替機能、迂回などのフェールセーフ機能を現地試験等で確認していることが確認できる。 ☒ ☐ 設備の耐震設計について、受注者自らが確認、精査したことが確認できる。 ☐ ☐ その他（理由： ）						
☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d						
☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…e						
III 出来ばえ		a	b	c	d	e
		☐ 優れている (5項目以上)	☐ やや優れている (4項目該当)	☒ 他の事項に該当しない場合 (3項目該当)	☐ 劣っている (2項目以下)	
0 項目該当						
☒ ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☒ ☐ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 ☒ ☐ 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 ☒ ☐ ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 ☒ ☐ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☒ ☐ 全体的な美観が良い。						

項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	II 品質 (通信設備・受変電設備工事)	☐ 優れている	☐ やや優れている (90%以上)	☐ 他の評価に該当しない (75%未満)	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
		a'	b'			
		☐ bより優れている	☐ cより優れている (75%～90%)			
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(14)				
「評価対象項目」 ☒ ☐ 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。 ☒ ☐ 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。 ☒ ☐ 材料の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 ☒ ☐ 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。 ☒ ☐ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。 ☒ ☐ 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。 ☒ ☐ 設備全体についての取扱説明書を工夫していることが確認できる。 ☒ ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 ☒ ☐ 設備の構造について、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 ☒ ☐ 障害、災害発生を想定した代替機能、迂回などのフェールセーフ機能を現地試験等で確認していることが確認できる。 ☒ ☐ 設備の耐震設計について、受注者自らが確認、精査したことが確認できる。 ☐ ☐ その他（理由： ）						
☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d						
☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…e						
III 出来ばえ		a	b	c	d	e
		☐ 優れている (5項目以上)	☐ やや優れている (4項目該当)	☒ 他の事項に該当しない場合 (3項目該当)	☐ 劣っている (2項目以下)	
0 項目該当						
☒ ☐ 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。 ☒ ☐ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 ☒ ☐ 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。 ☒ ☐ 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 ☒ ☐ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☒ ☐ 全体的な美観が良い。						

項目	細別	a	b	c	d	e	
3 出来形及び出来ばえ	II 品質（建築工事（土木関連））	☐ 優れている	☐ やや優れている (90%以上)	☐ 他の評価に該当しない (75%未満)	☐ やや劣っている	☐ 劣っている	
		a'	b'				
		☐ bより優れている	☐ cより優れている (75%～90%)				
	評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(3)						
	「評価対象項目」 ☒ ☐ 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 ☒ ☐ 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 ☒ ☐ 室内の塵芥処理等が適切に行われ、納まりの事前検討も十分実施され、良質な施工が伺える。 ☐ ☐ その他（理由： ） ☐ ☐ その他（理由： ） ☐ ☐ その他（理由： ） ☐ ☐ その他（理由： ）						
	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d						
	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…e						
	III 出来ばえ	a	b	c	d	e	
		☐ 優れている (6項目以上)	☐ やや優れている (4項目該当)	☒ 他の事項に該当しない場合 (3項目該当)	☐ 劣っている (2項目以下)		
		0 項目該当					
☒ ☐ 建設物の通り、形状が良い。 ☒ ☐ 仕上げの均一性、平坦性が良い。 ☒ ☐ 機能面での配慮が適切である。 ☒ ☐ 防水の納まりが良好である。 ☒ ☐ 建具の取り付け、作動が良い。 ☒ ☐ 関連工事との取り合いが良い。 ☒ ☐ 全体的な美観が良い。							

項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	II 品質（解体工事）	☐ 優れている	☐ やや優れている (90%以上)	☐ 他の評価に該当しない (75%未満)	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
		a'	b'			
		☐ bより優れている	☐ cより優れている (75%～90%)			
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(12)				
		「評価対象項目」 ☒ ☐ 施工計画書に定められた計画により管理されたことが確認できる。 ☒ ☐ 付着物の除去を積極的に行っている。 ☒ ☐ 解体資材の再資源化、又は、リユースや有価物化に積極的に取り組んでいる。 ☒ ☐ 中間処理施設等への搬出状況について、写真などでの確認ができる。 ☒ ☐ 埋設物の撤去状況及び記録が適切である。 ☒ ☐ 工事場所周辺の家屋調査等の記録が整備されている。 ☒ ☐ 事前に解体物の材料についてアスベスト等の含有の有無の確認を行った記録が整備されている。 ☒ ☐ アスベスト含有建材の撤去にあたり必要な安全措置等が行われたことが確認できる記録が整備されている。 ☒ ☐ 騒音・振動・粉じん防止等の措置が適切に行われたことが確認できる記録が整備されている。 ☒ ☐ 特別管理産業廃棄物の現場保管が適切に行われていたことが確認できる。 ☒ ☐ 埋め戻し材の品質が確認できる帳票が整備されている。 ☒ ☐ 現場の目視可能な範囲に破片等が見受けられない。 ☐ ☐ その他（理由：） ☐ ☐ その他（理由：） ☐ ☐ その他（理由：）				
☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d						
☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…e						
III 出来ばえ		a	b	c	d	e
		☐ 優れている (4項目以上)	☐ やや優れている (3項目該当)	☒ 他の事項に該当しない場合 (2項目該当)	☐ 劣っている (1項目以下)	
		0 項目該当				
		☒ ☐ (工事記録から) 近隣住民との調整や環境への配慮が十分なされている。 ☒ ☐ (工事記録から) 分別解体が手順良く的確に行われている。 ☒ ☐ (工事記録から) 解体物の積載方法や搬出時間、時期が適切である。 ☒ ☐ 周辺道路や既存工作物の破損修復や清掃が行き届いている。 ☒ ☐ 解体後の整地や現地保全が行き届いている。				

項目	細別	a	b	c	d	e		
3 出来形及び出来ばえ	II 品質（下水道工事）（開削・推進・シールド・管更生）	☐ 優れている	☐ やや優れている (90%以上)	☐ 他の評価に該当しない (75%未満)	☐ やや劣っている	☐ 劣っている		
		a'	b'					
		☐ bより優れている	☐ cより優れている (75%～90%)					
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(18)						
		「評価対象項目」 ☒ ☐ 仕様書等で定められている品質管理が実施されていることが確認できる。 ☒ ☐ 材料の品質規格証明書が整備され、仕様や形状等の確認を行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 管渠工において、目立った蛇行やたるみがない。 ☒ ☐ 管渠工において、漏水の原因となるクラックや構造的に有害となるクラックがない。 ☒ ☐ 管渠において、管渠継手部及び管渠とマンホールの接合部の処理や仕上げが水密性を確保していることが確認できる。 ☒ ☐ 推進・シールド工において、滑材・裏込材の注入が十分に充填されていることが確認できる。 ☒ ☐ 推進・シールド工において、推進力、推進速度、排土量等の推進管理を実施していることが確認できる。 ☒ ☐ マンホールにおいて、漏水の原因となるクラックや構造的に有害となるクラックがない。 ☒ ☐ マンホールの連結部には、止水シール・止水ゴム等が適切に設置され、水密性を確保していることが確認できる。 ☒ ☐ マンホールのインパートにおいて、表面仕上げが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ 施工に当たって、掘削（掘進）、土留、地下水排除処理等による周辺地盤等への影響調査を実施し施工していることが確認できる。 ☒ ☐ 埋戻工において、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ 舗装工において、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ 管更生工において、目立ったしわやねじれ等の変形が無いことが確認できる。 ☒ ☐ 管更生工において、更生管厚が規定値内であることが確認できる。 ☒ ☐ 管更生工において、引込速度、圧力、温度等の管理状況が適正であることが確認できる。 ☒ ☐ 管更生工において、取付管接続部の処理が適切であることが確認できる。 ☒ ☐ 管更生工において、施工後の品質検査により、設計図書の仕様を満足していることが確認できる ☐ ☐ その他（理由：						
		☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d						
		☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…e						
		III 出来ばえ		a	b	c	d	e
				☐ 優れている (5項目以上)	☐ やや優れている (4項目該当)	☒ 他の事項に該当しない場合 (3項目該当)	☐ 劣っている (2項目以下)	
				0 項目該当				
☒ ☐ 構造物のとおりがよい。 ☒ ☐ 内空面に補修の箇所がない。 ☒ ☐ 内空面にクラック、傷がない。 ☒ ☐ 漏水がない。 ☒ ☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ☒ ☐ 全体的な美観が良い。								

項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	II 品質（上水道工事）	☐ 優れている	☐ やや優れている (90%以上)	☐ 他の評価に該当しない (75%未満)	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
		a'	b'			
		☐ bより優れている	☐ cより優れている (75%～90%)			
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(10)				
		「評価対象項目」 ☒ ☐ 管材料は、日本工業規格・日本水道協会規格等の品質規格証明書が整備されている。 ☒ ☐ 接合面が適切な処理を行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 接合器材の管理・取扱が適切に行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 接合結果が記録され、確認できる。 ☒ ☐ 管布設状況の記録がなされ、整理されている。 ☒ ☐ 施工基面が平滑に仕上げられている。 ☒ ☐ 施工条件に適した方法で作業がおこなわれている。 ☒ ☐ 付属構造物にきめ細かな施工がうかがえる。 ☒ ☐ 埋戻しにおいて、締め固めが適切な方法で施工されており、工事終了後の沈下がみられない。 ☒ ☐ 舗装復旧において、その施工が仕様書の規定に従って実施されており、既設舗装との段差がなく、仕上がり状態が良い。 ☐ ☐ その他（理由： ）				
	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d					
	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…e					
III 出来ばえ		a	b	c	d	e
	☐ 優れている (4項目以上)	☐ やや優れている (3項目該当)	☒ 他の事項に該当しない場合 (2項目該当)	☐ 劣っている (1項目以下)		
0 項目該当						
	☒ ☐ 管理設位置が適正である。 ☒ ☐ 管の接合状況が良い。 ☒ ☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ☒ ☐ 埋戻し及び路面復旧の状態が良い。 ☒ ☐ 小構造物にも細心の注意が払われている。					

項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	II 品質（水管橋工事）	☐ 優れている	☐ やや優れている (90%以上)	☐ 他の評価に該当しない (75%未満)	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
		a'	b'			
		☐ bより優れている	☐ cより優れている (75%～90%)			
	評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(8)					
	「評価対象項目」 ☒ ☐ 埋戻しなどの土工事において、仕様書等で示す条件により締固めが行われている。 ☒ ☐ 護岸等の根入れが図面どおり実施されていることが確認できる。 ☒ ☐ コンクリート構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。 ☒ ☐ 管の継ぎ目処理が適切に施工されている。 ☒ ☐ 材料の品質及び形状が設計図書等との整合性等が確認でき、証明書等が整備されている。 ☒ ☐ ボルト等の締め付けが適切におこなわれている。 ☒ ☐ 溶接部についてX線試験等により、適正な施工が確認できる。 ☒ ☐ メッキ、塗装の仕様が設計図書の通りであることが確認できる。 ☐ ☐ その他（理由：					
	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d					
	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…e					
	III 出来ばえ	a	b	c	d	e
		☐ 優れている (5項目以上)	☐ やや優れている (4項目該当)	☒ 他の事項に該当しない場合 (3項目該当)	☐ 劣っている (2項目以下)	
		0 項目該当				
☒ ☐ 表面に傷、錆、補修箇所がない。 ☒ ☐ 溶接、塗装の均一性が良い。 ☒ ☐ のり面、管の通りが良い。 ☒ ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☒ ☐ コンクリート構造物の肌が良い。 ☒ ☐ 全体的な美観が良い。						

項目	細別	a	b	c	d	e
Ⅲ 出来形及び出来ばえ	Ⅱ 品質（コンクリート二次製品（L型、ボックス、U字溝、縁石、BF等）工事）	☐ 優れている	☐ やや優れている (90%以上)	☐ 他の評価に該当しない (75%未満)	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
		a'	b'			
		☐ bより優れている	☐ cより優れている (75%～90%)			
	評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(6)					
	「評価対象項目」 ☒ ☐ 施工基面が平滑に仕上げられている。 ☒ ☐ 根入れが図面通り実施されていることが確認できる。 ☒ ☐ コンクリート構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。 ☒ ☐ 継目処理が適切に施工されている。 ☒ ☐ 製品に破損がなく適切に施工されている。 ☒ ☐ 構造物周辺の埋戻し、締め固め等の処理を適切に行っている。 ☐ ☐ その他（理由：					
	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d					
	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…e					
	Ⅲ 出来形及び出来ばえ	a	b	c	d	e
		☐ 優れている (4項目以上)	☐ やや優れている (3項目該当)	☒ 他の事項に該当しない場合 (2項目該当)	☐ 劣っている (1項目以下)	
		0 項目該当				
☒ ☐ 通りが良い。 ☒ ☐ 既設構造物とのすりつけがよい。 ☒ ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☒ ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☒ ☐ 全体的な美観が良い。						

項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	II 品質（補強土壁工事）	☐ 優れている	☐ やや優れている (90%以上)	☐ 他の評価に該当しない (75%未満)	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
		a'	b'			
		☐ bより優れている	☐ cより優れている (75%～90%)			
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(4)				
		「評価対象項目」 ☐ ☐ 盛土材料の土質が適正である。 ☒ ☐ 盛土の締固めを適切な条件(人力機械別、巻き出し厚・敷均し・転圧作業等)で施工されている。 ☒ ☐ プレキャスト製品・材料等の品質が工場管理資料よりの確に確認できる。 ☒ ☐ 現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられている。 ☒ ☐ 盛土の締固め管理（密度等）が適切に実施されていることが確認できる。 ☐ ☐ その他（理由：				
	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d					
	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…e					
III 出来ばえ		a	b	c	d	e
		☐ 優れている (4項目以上)	☐ やや優れている (3項目該当)	☒ 他の事項に該当しない場合 (2項目該当)	☐ 劣っている (1項目以下)	
	0 項目該当					
	☒ ☐ 壁面材（コンクリート製品）の割れ・カケがない。 ☒ ☐ 基礎上面の平坦性が良い。 ☒ ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☒ ☐ 壁面材の目違い、段差が少なく構造物の通りが良い。 ☒ ☐ 全体的な美観が良い。					

項目	細別	a	b	c	d	e	
3 出来形及び出来ばえ	II 品質（区画整理工事）	☐ 優れている	☐ やや優れている (90%以上)	☐ 他の評価に該当しない (75%未満)	☐ やや劣っている	☐ 劣っている	
		a'	b'				
		☐ bより優れている	☐ cより優れている (75%～90%)				
	評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(11)						
	「評価対象項目」 ☒ ☐ 地区内の地表水及び地下水を排除し、ドライな状態で施工している。 ☒ ☐ 石礫、根株等の除去が適切に実施されている。 ☒ ☐ 表土剥ぎ取り、基盤切盛、畦畔築立、基盤整地、表土整地は、仕様書及び設計図書により適切に施工されている。 ☒ ☐ 基盤整地仕上げ完了後に監督員等の段階確認検査を受けていることが確認できる ☒ ☐ 道路・水路・畦畔等の締め固めが適切に施工されている。 ☒ ☐ 構造物周辺の埋戻し、締め固めが適切に施工されている。 ☒ ☐ 道路・用排水路の縦断勾配、高さ等は、ほ場面標高等を考慮し適切に施工されている。 ☒ ☐ 盛土高さが大きい箇所、または水路埋立て箇所等沈下が予想される箇所については、入念に施工されている。 ☒ ☐ 土の変化率が加味された表土厚さが確保されている。 ☒ ☐ 敷砂利の厚さが確保されている。 ☒ ☐ 法面のとおりがよい。 ☐ ☐ その他（理由：						
	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d						
	☒ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…e						
	III 出来ばえ	a	b	c	d	e	
		☐ 優れている (5項目以上)	☐ やや優れている (4項目該当)	☒ 他の事項に該当しない場合 (3項目該当)	☐ 劣っている (2項目以下)		
		0 項目該当					
☒ ☐ ほ場面の凹凸が少なく、指定された勾配、均平度となっている。 ☒ ☐ ほ場の隅角部の施工がきめ細やかに施工されている。 ☒ ☐ のり面整形が良好である。 ☒ ☐ 畦畔の通りが良く凹凸がない。 ☒ ☐ 小構造物等にきめ細やかな施工がされている。 ☒ ☐ 全体的な美観が良い。							

項目	細別	a	b	c	d	e	
3 出来形及び出来ばえ	II 品質 (暗渠排水・湧水処理工事)	☐ 優れている	☐ やや優れている (90%以上)	☐ 他の評価に該当しない (75%未満)	☐ やや劣っている	☐ 劣っている	
		a'	b'				
		☐ bより優れている	☐ cより優れている (75%～90%)				
	評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(9)						
	「評価対象項目」 ☒ ☐ 溝底部が凹凸蛇行のないよう施工されている。 ☒ ☐ 管路の接続が適正に施工されている。 ☒ ☐ 軟弱地盤等で暗渠排水工の効果が阻害される恐れがある箇所については、阻害防止の工夫がされている。 ☒ ☐ 掘削ならびに配管順序が適正であることが確認できる。 ☒ ☐ 吸水渠、集水渠等の埋設深管理が適切に施工されている。 ☒ ☐ 被覆材が管路を中心に適切に施工されている。) ☒ ☐ 水こう及び集水渠部等の埋戻しが入念に施工されている。 ☒ ☐ 埋め戻しにあたり基盤・表土面に不陸が生じていないことが確認できる。 ☒ ☐ その他（理由：)						
	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d						
	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…e						
	III 出来ばえ	a	b	c	d	e	
		☐ 優れている (5項目以上)	☐ やや優れている (4項目該当)	☒ 他の事項に該当しない場合 (3項目該当)	☐ 劣っている (2項目以下)		
		0 項目該当					
☒ ☐ 吸水渠及び排水渠等の通りが良い。 ☒ ☐ 田面の復旧の状態が良い。 ☒ ☐ 畦畔及び排水路工畦畔の復旧の状態が良い。 ☒ ☐ 排水路の接続にきめ細やかな施工がされている。 ☒ ☐ 管の埋設位置が適正である。 ☒ ☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。							

項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	II 品質 (林道工事)	☐ 優れている	☐ やや優れている (90%以上)	☐ 他の評価に該当しない (75%未満)	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
		a'	b'			
		☐ bより優れている	☐ cより優れている (75%～90%)			
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(10)				
			「評価対象項目」 ☒ ☐ 伐開・伐根作業により発生して伐開木、根株、枝条等が適切に処理されている。 ☒ ☐ 掘削面の土砂等は、乱さないように丁寧に瀝き取り、適切な場所に搬出している。 ☒ ☐ 基礎地盤が急勾配の斜面では、法面の崩壊や不等沈下の防止のため段切等適切に施工している。 ☒ ☐ 盛土中の暗渠・管等の構造物のある場合は偏圧の架からないよう施工している。 ☒ ☐ 路床、排水路等は設計図書により施工・管理されており、その出来形についても適切に確認できる。 ☒ ☐ 着手前に、崩壊、湧水等を調査確認し、適切な排水対策が実施されている。 ☒ ☐ 地すべり、崩壊等のある場合は、適切な予防法により工夫され施工されている。 ☒ ☐ 掘削等により、立木等に損傷を与えず、また飛散の防止等にも注意を払って施工されている。 ☒ ☐ 道路の横断勾配、幅員・基準高、土質等について設計図書等に基づき適切に施工管理されており、仕上がりも基準値を満足している。 ☒ ☐ 仮設道路、排水施設について設計図書により施工・管理され、出来形も適切に管理されている。 ☐ ☐ その他（理由： ）			
	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d					
	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…e					
III 出来ばえ		a	b	c	d	e
		☐ 優れている (6項目以上)	☐ やや優れている (4項目該当)	☒ 他の事項に該当しない場合 (3項目該当)	☐ 劣っている (2項目以下)	
	0 項目該当					
		☒ ☐ 切取勾配が確保され、法面の仕上がりがよい。 ☒ ☐ 盛土勾配が確保され法面の仕上がりがよい。 ☒ ☐ 道路の形状（綿形、拡幅、縦、横断勾配、土側溝）がよい。 ☒ ☐ 構造物へのすりつけ及び良質土砂等の流用状況がよい。 ☒ ☐ 土工の仕上がりがよい。 ☒ ☐ 全体的な美観が良い。 ☒ ☐ 残土処理等が適切である。				

項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	II 品質（鋼製枠工事等の鋼構造物工事）	☐ 優れている	☐ やや優れている (90%以上)	☐ 他の評価に該当しない (75%未満)	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
		a'	b'			
		☐ bより優れている	☐ cより優れている (75%～90%)			
	評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(6)					
	「評価対象項目」 ☒ ☐ 資材の品質が、証明書類(ミルシート等)で確認できる。 ☒ ☐ 資材の保管が適切で製品に破損がなく、資材の組立が仕様どおり確実に行われている。 ☒ ☐ 部材の表面に傷、錆がない。発生した場合は、錆の除去及び上塗り塗装等の仕上げが丁寧にされている。 ☒ ☐ 中詰材は、天端、端部まで空隙がなく十分に詰められている。 ☒ ☐ ボルトの施工及びボルトの締め付けが適正に行われている。 ☒ ☐ 資材組立後の組立確認及びボルトの締め付けが、チェック表等により記録管理されている。 ☐ ☐ その他（理由：					
	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d					
	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…e					
	III 出来ばえ	a	b	c	d	e
		☐ 優れている (4項目以上)	☐ やや優れている (3項目該当)	☒ 他の事項に該当しない場合 (2項目該当)	☐ 劣っている (1項目以下)	
	0 項目該当					
☒ ☐ 構造物の損傷がない。損傷があった場合は補修がされており、仕上がり具合が満足される。 ☒ ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☒ ☐ 構造物と地山とのすりつけが良い。 ☒ ☐ 部材の取り付け、中詰材の詰め方にきめ細やかな施工がなされている。 ☒ ☐ 全体的な美観が良い。						

項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	Ⅱ 品質（山腹緑化工事）	☐ 優れている	☐ やや優れている (90%以上)	☒ 他の評価に該当しない (75%未満)	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
		a'	b'			
		☐ bより優れている	☐ cより優れている (75%～90%)			
	評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(6)					
	「評価対象項目」 ☒ ☐ のり頭の処理及び山腹工内の勾配管理が適切に行われている。 ☒ ☐ 丸太積土留工、柵工、筋工等の木製構造物は、使用材料の規格・品質が確認されており、現場の状態もよい。 ☒ ☐ 水路工、暗きょ工等は、使用材料の規格・品質が確認されており、現場の状態もよい。 ☒ ☐ 伏工は、使用材料の規格・品質が確認されており、現場の状態もよい。 ☒ ☐ 植栽木又は種子等は規格・品質が確認されており、現場の状態もよい。 ☒ ☐ 緑化吹付工(植生基材吹付工、客土吹付工、種子吹付工)は、法面工事の考査項目に準じて施工されている。 ☐ ☐ その他（理由：					
	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d					
	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…e					
	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d	e
		☐ 優れている (7項目以上)	☐ やや優れている (5項目該当)	☒ 他の事項に該当しない場合 (4項目該当)	☐ 劣っている (3項目以下)	
		0 項目該当				
☒ ☐ 施工地内ののり面と地山の擦り付けが適切である。 ☒ ☐ 丸太土留工、柵工、筋工等の木製構造物は、組み立て及びかみ合わせが端部まで適切に施工され、背面の盛立て状態も適切である。 ☒ ☐ 丸太土留工、柵工、筋工等の木製構造物は、構造物の配置間隔が適切に行われており、斜面の中で、調和がとれている。 ☒ ☐ 水路工、暗きょ工は、集水、排水に留意した施工が行われており、勾配が適切である。 ☒ ☐ 伏工は、法面との密着状態、止釘等の配置及び打込み状態、伏工材料の重ね合わせ状態等が適切できれいである。 ☒ ☐ 植栽木又は種子等の活着状態がよく、きれいに仕上がっている。 ☒ ☐ 緑化吹付工(植生基材吹付工、客土吹付工、種子吹付工)は、法面工事の項目に準じて施工されている。 ☒ ☐ 全体的な美観が良い。						

項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	II 品質（客土工事）	☐ 優れている	☐ やや優れている (90%以上)	☐ 他の評価に該当しない (75%未満)	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
		a'	b'			
		☐ bより優れている	☐ cより優れている (75%～90%)			
	評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(8)					
	「評価対象項目」 ☒ ☐ 土取り場において、木根・石塊・草木片等を土取り場場内で除去し客土に混入させていない。 ☒ ☐ 土取り場において、土質の確認を行っている。 ☒ ☐ 過積載を行っていない。 ☒ ☐ ダンプトラックの安全管理を日々行っている。 ☒ ☐ ほ場内作業で、大きな土塊を砕いている。 ☒ ☐ ほ場内小運搬は、効率的に客入土を分散し施工されている。 ☒ ☐ 客土の敷均し等において、地表水などを適切に処理しドライな状態で施工している。 ☒ ☐ 土の変化率を加味した搬入管理が記録等で確認できる。 ☐ ☐ その他（理由：					
	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d					
	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…e					
	III 出来ばえ	a	b	c	d	e
		☐ 優れている (4項目以上)	☐ やや優れている (3項目該当)	☒ 他の事項に該当しない場合 (2項目該当)	☐ 劣っている (1項目以下)	
		0 項目該当				
☒ ☐ ほ場面の平坦性が良い。 ☒ ☐ 搬入した客土をほ場内に概ね均等に分散している。 ☒ ☐ ほ場隅角部の施工がきめ細やかに施工されている。 ☒ ☐ 土取り場は土砂の流失等後始末が問題なく良好である。また、周辺道路への土の持ち出しや破損がない。 ☒ ☐ 全体的な美観が良い。						

項目	細別	a	b	c	d	e	
3 出来形及び出来ばえ	Ⅱ 品質（畑地かんがい工事）	☐ 優れている	☐ やや優れている (90%以上)	☐ 他の評価に該当しない (75%未満)	☐ やや劣っている	☐ 劣っている	
		a'	b'				
		☐ bより優れている	☐ cより優れている (75%～90%)				
	評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(11)						
	「評価対象項目」 ☒ ☐ 施工基面が平滑に仕上げられている。 ☒ ☐ 基礎材料の試験が事前に行われ、施工後の密度試験により適正な締固め度であることが確認できる。 ☒ ☐ 管の下端、側部の締固めが均等に実施されている。 ☒ ☐ 管材料は品質規格証明書が整備されている。 ☒ ☐ 接合作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 ☒ ☐ 接合面が適切な処理を行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 接合器材の管理・取扱いが適切に行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 接合結果が記録され確認できる。 ☒ ☐ 管布設状況の記録がなされ整理されている。 ☒ ☐ 付帯構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。 ☒ ☐ 通水試験、気密試験等が立会いのもとで実施され記録が整理されている ☐ ☐ その他（理由： ）						
	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d						
	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…e						
	Ⅲ 出来ばえ	a	b	c	d	e	
		☐ 優れている (5項目以上)	☐ やや優れている (4項目該当)	☒ 他の事項に該当しない場合 (3項目該当)	☐ 劣っている (2項目以下)		
		0 項目該当					
☒ ☐ 接合状況が良い。 ☒ ☐ 管内外面に補修痕等がない。 ☒ ☐ 小構造物にも細心の注意が払われている。 ☒ ☐ 管の埋設位置が適正である。 ☒ ☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ☒ ☐ 全体的な美観が良い。							

項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	II 品質 (ため池工事)	☐ 優れている	☐ やや優れている (90%以上)	☐ 他の評価に該当しない (75%未満)	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
		a'	b'			
		☐ bより優れている	☐ cより優れている (75%～90%)			
	評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(8)					
	「評価対象項目」 ☒ ☐ 基礎処理の施工が仕様書の規定に従い適切に施工されている。 ☒ ☐ 湧水が適切に処理されている。 ☒ ☐ 雨水による崩壊が起らないように排水対策を実施されている。 ☒ ☐ 気象条件及び周辺との環境を考慮した施工が確認できる。 ☒ ☐ 刃金土のまき出し、転圧時における含水比管理等の品質管理が適正に行われている。 ☒ ☐ 施工基面及びのり面が平滑に仕上げられている。 ☒ ☐ 盛土材の材料試験が事前に行われ、施工後の密度及び透水試験により適正な管理が行われている。 ☒ ☐ 取水施設や洪水吐など重要なコンクリート構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。 ☐ ☐ その他（理由：					
	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d					
	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…e					
	III 出来ばえ	a	b	c	d	e
		☐ 優れている (8項目以上)	☐ やや優れている (6項目該当)	☒ 他の事項に該当しない場合 (4項目該当)	☐ 劣っている (3項目以下)	
		0 項目該当				
☒ ☐ 土工の仕上げが良い。 ☒ ☐ 土工の通りが良い。 ☒ ☐ 波除ブロック等の施工状況が良好である。 ☒ ☐ コンクリート構造物の肌が良い。 ☒ ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☒ ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☒ ☐ 施設の通りが良い。 ☒ ☐ 漏水がない。 ☒ ☐ 全体的な美観が良い。						

項目	細別	a	b	c	d	e	
3 出来形及び出来ばえ	II 品質（予防柵（雪崩防止柵等））	☐ 優れている	☐ やや優れている (90%以上)	☐ 他の評価に該当しない (75%未満)	☐ やや劣っている	☐ 劣っている	
		a'	b'				
		☐ bより優れている	☐ cより優れている (75%～90%)				
			評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(4)				
			「評価対象項目」 ☒ ☐ 根入れ（アンカー、支柱等）が設計図書どおり施工してあることが確認できる。 ☒ ☐ 資材（鋼材）の員数照合がシースト等（現物照合を含む）で確認されている。 ☒ ☐ 塗装試験で各部材の塗膜厚が目標値以上であることが確認できる。 ☒ ☐ 製品に破損がなく、資材の組み立てにきめ細やかな施工がうかがえる。 工事 ☐ ☐ その他（理由： ） ☐ ☐ その他（理由： ）				
			☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば…d				
		☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 該当すれば…e					
III 出来ばえ		a	b	c	d	e	
		☐ 優れている (5項目以上)	☐ やや優れている (4項目該当)	☒ 他の事項に該当しない場合 (3項目該当)	☐ 劣っている (2項目以下)		
	0 項目該当						
		☒ ☐ 通りが良い。 ☒ ☐ 端部処理が良い。 ☒ ☐ 材部表面に傷、錆がない。 ☒ ☐ 既成構造物等とのすりつけが良い。 ☒ ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☒ ☐ 全体的な美観が良い。					

項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	II 品質(橋梁補修工1)	☐ 優れている	☐ やや優れている(90%以上)	他の評価に該当し ■ ない(75%未満)	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
		a'	b'			
		☐ bより優れている	☐ cより優れている(75%～90%)			
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(37)				
【共通】 ☒ ☐ 使用する材料の規格・品質・形状等が適切であり（ミルシート等で確認できる）、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 【クラック注入】 ☒ ☐ ケレンが入念に実施されていることが確認できる。 ☒ ☐ クラック内が注入材料に適した状態(乾燥、湿潤)であることが確認でき、施工時の天候、気温及び湿度等の条件が整理、記録されている。 ☒ ☐ 注入完了後、注入器及びシーラ材の撤去が適切に行われているか。 ☒ ☐ 注入量が適正に管理されているとともに、注入材料の使用量を空缶管理していることが写真等で確認できる。 【断面修復工（クラック充填）】 ☒ ☐ Uカット内が充填材に適した状態(乾燥、湿潤)であることが確認でき、施工時の天候、気温及び湿度等の条件が整理、記録されている。 ☒ ☐ Uカット部の清掃、プライマー処理が適切に行われている。 ☒ ☐ 主剤と硬化剤を適切な配合により攪拌し、可使時間内に施工したことが確認できる。 ☒ ☐ 充填材が適切に充填されていることが確認できる。 ☒ ☐ 充填材料施工後の養生が適切であることが確認できる。 ☒ ☐ 充填量が適正に管理されているとともに、充填材の使用量を空缶管理していることが写真等で確認できる。 【断面修復工（コンクリート、ポリマーセメントモルタル）】 ☒ ☐ 劣化部位が確実に除去され、コンクリートのはつり、下地処理が適切に施工されている。 ☒ ☐ 既設鉄筋の錆を除去し、防錆処理を適切に行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 補修材料の供試体を作成し、強度・スランプ(フロー値)・空気量等が計測され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ 補修材料の配合・計量方法・練り混ぜ方法等が適切に行われていることが確認できる。 ☒ ☐ 施工後の付着強度の確認ができる。 ☒ ☐ 補修材施工後の養生が適切であることが確認できる。 【断面修復工（ポリマーセメントモルタル吹付）】 ☒ ☐ 劣化部位が確実に除去され、コンクリートのはつり、下地処理が適切に施工され、所定の接着性能が確保されていることが確認できる。 ☒ ☐ 既設鉄筋の錆を除去し、防錆処理を適切に行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 補修材料の必要な供試体を作成し、強度等が確認できる。 ☒ ☐ 補修材料の配合・計量方法・練り混ぜ方法等が適切に行われていることが確認できる。 ☒ ☐ 鉄筋設置が設計図書を満足し、アンカーにより適切に固定されていることが確認できる（溶接がある場合は作業員の技量確認を行う）。 ☒ ☐ 補修材施工後の養生が適切であることが確認できる。 【断面修復工（地覆等）】 ☒ ☐ 劣化部位が確実に除去され、コンクリートのはつり、下地処理が適切に施工されている。 ☒ ☐ 既設鉄筋の錆を除去し、防錆処理を適切に行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 補修材料の供試体を作成し、強度・スランプ(フロー値)・空気量等が計測され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ 補修材料の配合・計量方法・練り混ぜ方法等が適切に行われていることが確認できる。 ☒ ☐ 施工後の付着強度の確認ができる。 ☒ ☐ 保護塗膜材等が必要量塗布されている。 ☒ ☐ 補修材施工後の養生が適切であることが確認できる。						

(次ページに続く)

項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	II 品質 (橋梁補修工2)	☐ 優れている	☐ やや優れている (90%以上)	他の評価に該当し ■ ない (75%未満)	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
		a'	b'			
		☐ bより優れている	☐ cより優れている (75%～90%)			
		評価値(0%)＝評価数(0)/項目数(31)				
【共通】 ☒ ☐ 使用する材料の規格・品質・形状等が適切であり（ミルシート等で確認できる）、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 【橋面防水（シート）】 ☒ ☐ 既設舗装撤去後の床版部に破損や浮き、不良箇所が無く（有る場合は処理がされ）、清掃が丁寧に行われている。 ☒ ☐ プライマーの施工にあたって、規定量をむらが生じないように均一に塗布し、十分な養生が行われていることが確認できる。 ☒ ☐ 防水シートの重ね幅、端部処理（折上げ）及び床版の乾燥状態の確認が適切に行われ、設計図書の仕様どおり施工されていることが確認できる。 ☒ ☐ 防水層施工時、気象条件を配慮していることが確認できる。 ☒ ☐ 排水設備を適切に設置していることが確認できる。 ☒ ☐ 防水層施工後、舗設時までに防水層が劣化、損傷等しないよう養生されていることが確認できる。 【橋面防水（塗膜）】 ☒ ☐ 既設舗装撤去後の床版部に破損や浮き、不良箇所が無く（有る場合は処理がされ）、清掃が丁寧に行われている。 ☒ ☐ プライマーの施工にあたって、規定量をむらが生じないように均一に塗布し、十分な養生が行われていることが確認できる。 ☒ ☐ 塗膜防水の均一な塗布、端部処理（塗上げ）及び床版の乾燥状態の確認が適切に行われ、設計図書の仕様どおり施工されていることが確認できる。 ☒ ☐ 防水層施工時、気象条件を配慮していることが確認できる。 ☒ ☐ 排水設備を適切に設置していることが確認できる。 ☒ ☐ 防水層施工後、舗設時までに防水層が劣化、損傷等しないよう養生されていることが確認できる。 【伸縮装置】 ☒ ☐ 伸縮装置のジョイント幅の温度補正が考慮される等、適切に管理していることが確認できる。 ☒ ☐ 装置の設置位置・施工方法が適切であり、装置に損傷がないことが確認できる。 ☒ ☐ 間詰（後打ち）コンクリートが適切に施工（養生等）されていることが確認できる。 ☒ ☐ 取付舗装の管理が適切に行われている。 【伸縮継手（非排水化）】 ☒ ☐ 設置位置が適正である。 ☒ ☐ 設置方法・施工が適切になされている。 ☒ ☐ 止水材固定のための構造が適切に施工されている。 ☒ ☐ 漏水がないことが確認できる。 【支承補修関係（防錆、沓座モルタル）】 ☒ ☐ 沓座、支承部の清掃が丁寧に行われ、はつり、ブラスト処理が入念に実施されていることが確認できる。 ☒ ☐ 可動部への潤滑性防錆剤の注入量等及び沓座モルタルの強度が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ ボルト接合部等の構造が複雑な部分の溶射被膜厚・塗膜厚が設計図書に定められた数値以上確保していることが確認できる。 ☒ ☐ 「溶射及び塗装時」等の天候、気温及び湿度等の条件が整理、記録されている。 ☒ ☐ 沓座モルタルの施工方法（養生含む）及び設置位置・形状等が設計図書どおり施工されていることが確認できる。						

(次ページに続く)

